

官報 号外

平成十五年五月十六日

○第一百五十六回 衆議院会議録 第三十一号

平成十五年五月十六日(金曜日)

議事日程 第二十二号

平成十五年五月十六日

午後一時開議

第一 農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案(内閣提出)

第四 食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

第五 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案(内閣提出)

第六 地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政事務所及び北海道農政事務所の設置に関し承認を求める件

第七 インターネット異性紹介事業を利用する児童を誘引する行為の規制等に関する法律案(内閣提出)

第一 農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案(内閣提出)

第四 食品の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政事務所及び北海道農政事務所の設置に関し承認を求める件

第七 インターネット異性紹介事業を利用する児童を誘引する行為の規制等に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

第一 農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) これより会議を開きます。

午後一時三分開議

日程第一 農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案(内閣提出)

日程第四 食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

日程第五 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政事務所及び北海道農政事務所の設置に関し承認を求める件

日程第七 インターネット異性紹介事業を利用する児童を誘引する行為の規制等に関する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、農林水産省設置法の一部を改正する法律案、日程第二、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案、日程第三、牛の個体識別そのための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案、日程第四、食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案、日程第五、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案、日程第六、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政事務所及び北海道農政事務所の設置に関し承認を求める件

○小平忠正君 大だいま議題となりました六案件につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案は、農林水産物の食品としての安全性の確保に関する所掌事務の整備、食糧庁の廃止等を行おうとするものであります。

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、法の適用期限の延長等を行おうとするものであります。

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案は、牛の個体識別のための耳標の装着、個体識別番号の表示等の措置を講じようとするものであります。

食品の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案は、農業、肥料等の生産資材の安全性の確保及び使用の適正化の徹底等の措置を講じようとするものであります。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案は、飼料の品質管理及び安全性の確保並びに飼料検定機関への行政関与の適正化等の措置を講じようとするものであります。

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政事務所及び北海道農政事務所の設置

置法の一部を改正する法律案及び同報告書牛の個体識別そのための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案及び同報告書

食品の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政事務所及び北海道農政事務所の設置に関し承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

に関し承認を求める件は、地方農政事務所等の設置について国会の承認を求めるものであります。

委員会におきましては、これら六案件について、四月十七日及び五月八日に亀井農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、五月八日、十三日及び十五日に質疑を行い、五月七日には現地調査を行なうなど熱心に審査を行い、それぞれ質疑を終局いたしました。

かくて、五月十五日、まず、農林水産省設置法の一部を改正する法律案につきまして、討論の後、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。次いで、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきましては、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

また、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案につきましては、民主党・無所属クラブ、自由党、日本共産党及び社会民主党・市民連合の四会派共同提案に係る修正案が提出され、採決の結果、修正案は賛成少數で否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

さらに、食品安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案につきましては、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党及び保守新党的五会派共同提案に係る修正案並びに日本共産党及び社会民主党・市民連合の二会派共同提案に係る修正案が提出され、採決の結果、二会派共同提案の修正案は賛成少數で否決され、五会派共同提案の修正案及び修正部分を除く原案は全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと議決いたしました。

また、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、社会民主党、市民連合及び保守新党

の六会派共同提案に係る修正案並びに日本共産党の提案に係る修正案が提出され、採決の結果、日本共産党提案の修正案は賛成少數で否決され、六会派共同提案の修正案及び修正部分を除く原案は全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと議決いたしました。

さらに、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政事務所及び北海道農政事務所の設置に関し承認を求める件につきましては、採決の結果、賛成多数をもって承認すべきものと議決した次第であります。

なお、同日、本委員会におきまして、食品の安全性確保に係る農林水産関係法律の運用に関する件について決議したこと申し込みます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これより採決に入ります。まず、日程第一につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立多數。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第二、第四及び第五の三案を一括して採決いたします。

日程第二の委員長の報告は可決、日程第四及び

第五の両案の委員長の報告はいずれも修正であります。三案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

よって、三案とも委員長報告のとおり議決いたしました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

求めます。

○議長(綿貫民輔君) 起立多數。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決まりました。

次に、日程第六につき採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立多數。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決まりました。

次に、日程第七につき採決いたします。

本件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 日程第七、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第七、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。青少年問題に関する特別委員長青山(三君)。

インターネット異性紹介事業者は、利用者に対して児童がインターネット異性紹介事業を利用してはならない旨を伝達するとともに、利誘引し、または対償を供与するよう誘引する行為を異性交際の相手方となるよう示して、児童を異性交際の相手方となるよう誘引するための措置を講ずるよう努めなければならないこと。

第四に、インターネット異性紹介事業者は、利用者に対して児童がインターネット異性紹介事業を利用してはならない旨を伝達するとともに、利誘引し、または対償を供与するよう誘引する行為を異性交際の相手方となるよう示して、児童を異性交際の相手方となるよう誘引するための措置を講ずるよう努めなければならないこととするほか、その行う事業を利用して行われる児童の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止すること

等

であります。

本案は、去る四月二十一日本委員会に付託され、翌二十三日谷垣国家公安委員会委員長から提案理由の説明を聴取し、五月七日質疑に入り、八日参考人からの意見聴取を行い、昨十五日質疑を終了いたしました。質疑終了後、討論を行い、採決いたしました結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

求めます。

第一に、インターネット異性紹介事業とは、異性交際希望者の求めに応じ、その異性交際に関するものであります。

その主な内容は、

官 報 (号 外)

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

贊成者起立

○議長（綿貫民輔君） 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(錦賀民輔君) 本日は、これにて散会いたします。
（会場内）

午後一時十六分散会

出席國務大臣

講壇の舞

(常任委員補任及び補欠選任)
昨十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

相沢
英之君

近藤 基彦君

小西
理君

鉢木恒夫

中林よし子君
環境委員

日野市朗君 辞任

決算行政監視委員

辞任
穀田 恵二君
山谷えり子君

補欠 楠木
長浜 博行君

とがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約第一条の改正の受諾について承認を求めるの件
安全保障会議設置法の一部を改正する法律案（第百五十四回国会内閣提出、本院継続審査）
武力攻撃事態における我が国の平和と独立並び

十四 農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るものに関すること(食品衛生に関すること及び環境省の所掌に係る農薬の安全性の確保に関する)。

3 農林水産大臣は、地方農政局の所掌事務のうち、第十八条第一項第一号及び第三号に掲げる事務の一部を分掌させるため、所要の地区に「第一号」に改め、同条第一項中（第十八条第一項第二号及び第三号に掲げる事務を除く。）をのうち、第四条第四十六号から第四十八号までに掲げる事務」に改め、同条に次の二項を加える。

に国及び国民の安全の確保に関する法律案（第二百五十四回国会内閣提出、本院継続審査）
自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（第二百五十四回国会内閣提出、本院継続審査）
独立行政法人都市再生機構法案
電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案

第十七条中「北海道統計情報事務所」を「北海道農政事務所・情報事務所」に改める。
第十八条第一項第一号中「、第十四号、第十五号から第十八号まで、第十九号」を「から第十五号まで、第十七号から第十九号まで、第二十号」に、「第二十号を「第二十一号」に、「第二十一号」を「第二十二号」に、「第五十号まで及び第八十九号」を「第五十一号まで、第五十二号(納付金の徴収に係るものに限る)、第五十四号、第五十五号及び第八十七号」に改め、同項第三号中「調査資料その他の」を削り、「及び分析並びにその結果の」を、「分析及び」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第一項とする。
第十九条を次のように改める。
(地方農政事務所)
第十九条 地方農政局の所掌事務(第四条第四十六号から第四十八号までに掲げる事務並びに前条第一項第二号及び第三号に掲げる事務を除く)の一部を分掌させるため、所要の地区に、地方農政事務所を置く。
2 地方農政事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。
3 地方農政事務所の所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。
第二十条の見出し中「又はこれらの支所」を「若しくはこれらの支所又は統計・情報センター」に改め、同条第一項中「(第十八条第一項第二号及び第三号に掲げる事務を除く)」を「うち、第四条第四十六号から第四十八号までに掲げる事務」に改め、同条に次の二項を加える。
3 農林水産大臣は、地方農政局の所掌事務のうち、第十八条第一項第二号及び第三号に掲げる事務の一部を分掌させるため、所要の地

第六十四号から第六十六号まで、第六十八号、第七十号、第七十一号、第七十七号から第七十九号まで及び第八十二号から第八十五号まで「同条第五十八号、第六十二号から第六十四号まで、第六十六号、第六十八号、第六十九号、第七十五号から第七十七号まで及び第八十号から第八十三号まで」に改める。

附則第五条の次に次の二条を加える。

(官房及び局の数の特例)

第五条の二 国家行政組織法第二十八条の規定が適用される間における第六十六条の規定の適用については、同条中「九十六以内」とあるのは、「九十七以内」とする。

(薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の一部改正)

第九条 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二十二条第五号を削る。

(独立行政法人北方領土問題対策協会法の一部改正)

第十条 独立行政法人北方領土問題対策協会法(平成十四年法律第二百三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条のうち農林水産省設置法第四条第八十一号の改正規定中「第四条第八十一号」を「第四条第七十九号」に改める。

理由

最近における食品の安全性に対する国民の関心の高まりにかんがみ、農林水産物の食品としての安全性の確保に関する特定の事務を農林水産省の所掌事務に追加するとともに、主要食糧及び他の農産物に関する施設を総合的に推進するため、食糧廈を廃止し、その所掌事務を内部部局の事務とする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

二 議案の可決理由

最近における食品の安全性に対する国民の関心の高まりにかんがみ、農林水産物の食品としての安全性の確保に関する特定の事務を農林水産省の所掌事務に追加するとともに、主要食糧及び他の農産物に関する施設を総合的に推進するため、食糧廈を廃止し、その所掌事務を内部部局の事務とする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

本案は、最近における食品の安全性に対する国民の関心の高まりにかんがみ、農林水産物の食品としての安全性の確保に関する特定の事務を農林水産省の所掌事務に追加するとともに、主要食糧及び他の農産物に関する施設を総合的に推進するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 農林水産省の所掌事務の整備

農林水産省の所掌事務について、農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るものに関することを規定すること。

2 食糧廈の廃止

食糧廈を廃止とともに、食糧事務所及びその支所を廃止すること。

3 地方支分部局の再編等

地方農政局の分掌機関として、地方農政事務所を設置するとともに、地方農政局の統計情報事務所及びその出張所を統計・情報センターに改組し、さらに平成十八年度からは、統計・情報センターを地方農政事務所の分掌機関として位置付けること。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、統計・情報センターを地方農政事務所の分掌機関として位置付けることは、平成十八年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

最近における食品の安全性に対する国民の関心の高まりにかんがみ、農林水産物の食品としての安全性の確保に関する特定の事務を農林水産省の所掌事務に追加するとともに、主要食糧及び他の農産物に関する施設を総合的に推進するため、食糧廈を廃止し、その所掌事務を内部部局の事務とする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

及び他の農産物に関する施策を総合的に推進するため所要の措置を講ずることは妥当なものと認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと認めた次第である。

第十八条中第三項を第四項とし、第一項の次に

次の一項を加える。

厚生労働大臣及び農林水産大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、当該認可に係る認定業務規程を官報に公示しなければならない。

第二十二条第四号中「第十八条第三項」を「第十

八条第四項」に改める。

附則第一條中「五年」を「十年」に改める。

附則

(施行期日)

平成十五年五月十五日

農林水産委員長 小平 忠正

衆議院議長 織賀 民輔殿

右

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

内閣総理大臣 小泉純一郎

国会に提出する。

平成十五年一月七日

農林水産大臣 小平 忠正

内閣総理大臣 小泉純一郎

右

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号を次のように改める。

二 製造過程の管理の高度化の内容に関する基準

第八条第二項第一号を次のように改める。

二 製造過程の管理の高度化の内容及び実施時期

第九条第一項中「施設の整備」を「製造過程の管

理の高度化」に改め、「認めるときは」の下に、「厚

生労働省令・農林水産省令で定めるところによ

り」を加える。

第十八条中第三項を第四項とし、第一項の次に

次の一項を加える。

厚生労働大臣及び農林水産大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、当該認可に係る認定業務規程を官報に公示しなければならない。

第二十二条第四号中「第十八条第三項」を「第十

八条第四項」に改める。

附則第一條中「五年」を「十年」に改める。

附則

(施行期日)

平成十五年五月十五日

厚生労働大臣 小平 忠正

農林水産大臣 小平 忠正

右

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

内閣総理大臣 小泉純一郎

国会に提出する。

平成十五年一月七日

厚生労働大臣 小平 忠正

内閣総理大臣 小泉純一郎

右

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号を次のように改める。

二 製造過程の管理の高度化の内容及び実施時期

第九条第一項中「施設の整備」を「製造過程の管

理の高度化」に改め、「認めるときは」の下に、「厚

生労働省令・農林水産省令で定めるところによ

り」を加える。

第十七条中第三項を第四項とし、第一項の次に

次の一項を加える。

厚生労働大臣及び農林水産大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、当該認可に係る認定業務規程を官報に公示しなければならない。

第二十二条第四号中「第十八条第三項」を「第十

八条第四項」に改める。

附則第一條中「五年」を「十年」に改める。

附則

(施行期日)

平成十五年五月十五日

厚生労働大臣 小平 忠正

農林水産大臣 小平 忠正

右

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

内閣総理大臣 小泉純一郎

国会に提出する。

平成十五年一月七日

厚生労働大臣 小平 忠正

内閣総理大臣 小泉純一郎

右

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号を次のように改める。

二 製造過程の管理の高度化の内容及び実施時期

第九条第一項中「施設の整備」を「製造過程の管

理の高度化」に改め、「認めるときは」の下に、「厚

生労働省令・農林水産省令で定めるところによ

り」を加える。

第十七条中第三項を第四項とし、第一項の次に

次の一項を加える。

厚生労働大臣及び農林水産大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、当該認可に係る認定業務規程を官報に公示しなければならない。

第二十二条第四号中「第十八条第三項」を「第十

八条第四項」に改める。

附則第一條中「五年」を「十年」に改める。

附則

(施行期日)

平成十五年五月十五日

厚生労働大臣 小平 忠正

農林水産大臣 小平 忠正

右

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

内閣総理大臣 小泉純一郎

国会に提出する。

平成十五年一月七日

厚生労働大臣 小平 忠正

内閣総理大臣 小泉純一郎

右

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号を次のように改める。

二 製造過程の管理の高度化の内容及び実施時期

第九条第一項中「施設の整備」を「製造過程の管

理の高度化」に改め、「認めるときは」の下に、「厚

生労働省令・農林水産省令で定めるところによ

り」を加える。

第十七条中第三項を第四項とし、第一項の次に

次の一項を加える。

厚生労働大臣及び農林水産大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、当該認可に係る認定業務規程を官報に公示しなければならない。

第二十二条第四号中「第十八条第三項」を「第十

八条第四項」に改める。

附則第一條中「五年」を「十年」に改める。

附則

(施行期日)

平成十五年五月十五日

厚生労働大臣 小平 忠正

農林水産大臣 小平 忠正

右

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

内閣総理大臣 小泉純一郎

国会に提出する。

平成十五年一月七日

厚生労働大臣 小平 忠正

内閣総理大臣 小泉純一郎

右

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号を次のように改める。

二 製造過程の管理の高度化の内容及び実施時期

第九条第一項中「施設の整備」を「製造過程の管

理の高度化」に改め、「認めるときは」の下に、「厚

生労働省令・農林水産省令で定めるところによ

り」を加える。

第十七条中第三項を第四項とし、第一項の次に

次の一項を加える。

厚生労働大臣及び農林水産大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、当該認可に係る認定業務規程を官報に公示しなければならない。

第二十二条第四号中「第十八条第三項」を「第十

八条第四項」に改める。

附則第一條中「五年」を「十年」に改める。

附則

(施行期日)

平成十五年五月十五日

厚生労働大臣 小平 忠正

農林水産大臣 小平 忠正

右

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

内閣総理大臣 小泉純一郎

国会に提出する。

平成十五年一月七日

厚生労働大臣 小平 忠正

内閣総理大臣 小泉純一郎

右

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号を次のように改める。

二 製造過程の管理の高度化の内容及び実施時期

第九条第一項中「施設の整備」を「製造過程の管

理の高度化」に改め、「認めるときは」の下に、「厚

生労働省令・農林水産省令で定めるところによ

り」を加える。

第十七条中第三項を第四項とし、第一項の次に

次の一項を加える。

厚生労働大臣及び農林水産大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、当該認可に係る認定業務規程を官報に公示しなければならない。

第二十二条第四号中「第十八条第三項」を「第十

八条第四項」に改める。

附則第一條中「五年」を「十年」に改める。

附則

(施行期日)

平成十五年五月十五日

厚生労働大臣 小平 忠正

農林水産大臣 小平 忠正

右

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

内閣総理大臣 小泉純一郎

国会に提出する。

平成十五年一月七日

厚生労働大臣 小平 忠正

内閣総理大臣 小泉純一郎

右

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号を次のように改める。

二 製造過程の管理の高度化の内容及び実施時期

第九条第一項中「施設の整備」を「製造過程の管

理の高度化」に改め、「認めるときは」の下に、「厚

生労働省令・農林水産省令で定めるところによ

り」を加える。

第十七条中第三項を第四項とし、第一項の次に

次の一項を加える。

厚生労働大臣及び農林水産大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、当該認可に係る認定業務規程を官報に公示しなければならない。

第二十二条第四号中「第十八条第三項」を「第十

八条第四項」に改める。

附則第一條中「五年」を「十年」に改める。

附則

(施行期日)

平成十五年五月十五日

厚生

官 報 (号外)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第四章、第十九条第三項並びに第二十三条第三号(第十八条第四項に係る部分に限る。)、第四号及び第五号(第十九条第三項に係る部分に限る。)の規定は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に存する牛(以下「既存牛」という。)については、施行日から起算して六月を経過する日(その日までに第三項において準用する第九条第一項の規定による通知があつた日)までの間に、第二章及び第三章の規定(これらの規定があつたときは、その通知があつた日)までの間は、第一項の規定による通知に係る罰則を含む。)は、適用しない。

2 既存牛の管理者は、施行日から起算して三月を経過する日までに、当該既存牛について雌雄の別、管理者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

3 第九条第一項の規定は、前項の届出について準用する。

4 既存牛に関する第三条第一項の規定の適用については、同項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項第四号及び第五号に掲げる事項を除く。」と、同項第二号中「出生又は輸入の年月日」とあるのは「年月日(この法律の施行の際における管理者については、その旨)」と、同項第七号中「年月日」とあるのは「年月日(この法律の施行の際における飼養施設については、その旨)」とする。

第三条 既存牛が施行日から起算して六月を経過する。

する日(その日までに前条第三項において準用する第九条第一項の規定による通知があつたときは、その通知があつた日)までの間に出産した牛に関する第三条第一項及び第八条第一項の規定の適用については、第三条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項(第四号に掲げる事項を除く。)」と、第八条第一項中「雌雄の別、母牛の個体識別番号」とあるのは「雌雄の別」とする。

第四条 附則第一条ただし書に規定する日前にさつした牛から得られた特定牛肉については、第四章の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、適用しない。

(罰則)

第五条 附則第二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(独立行政法人畜産改良センター法の一部改正)

第八条 独立行政法人畜産改良センター法(平成十一年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項に次の一号を加える。

三 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案及び同報告書

達に関する特別措置法(平成十五年法律第二十一条)第二十条の政令で定める事務

理 由

我が国における牛海綿状脳症の発生にかんがみ、そのまん延を防止するための措置の実施の基礎とともに、牛肉に係る牛の個体の識別のための情報の提供を促進するため、牛個体識別台帳の作成及び耳標の装着による牛の個体識別ための情報の管理、牛個体識別台帳に記録される牛から得られた牛肉の販売業者等による牛の個体識別番号の表示等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法により公表することとする。

3 牛の出生等の届出及び耳標の管理

(一) 牛が出生したとき又は牛を輸入したときは、その管理者又は輸入者は、遅滞なく、出生又は輸入の年月日その他の事項を農林水産大臣に届け出なければならないこととする。

(二) 牛の管理者又は輸入者は、牛の両耳に個体識別番号を表示した耳標を着けなければならぬこととし、何人も耳標を取り外し、その他個体識別番号の識別を困難にする行為をしてはならないこととすること。

4 特定牛肉の表示等

(一) 牛肉の販売業者等は、食用に供される牛の肉であって、牛個体識別台帳に記録されている牛から得られた牛肉(以下「特定牛肉」という。)の販売等をするときは、牛の個体識別番号等を表示しなければならないこととする。

(二) 牛肉の販売業者等は、帳簿を備え、特定牛肉の販売等に関し農林水産省令で定める事項を記載し、又は記録し、これを保存しなければならないこととする。

5 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、特定牛肉の表示等の規定等は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

6 議案の可決理由

本案は、牛海綿状脳症のまん延を防止するための措置の実施の基礎とともに、牛肉に係る牛の個体の識別のための情報の提供を促進するための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、民主党・無所属クラブ、自由党、日本共産党及び社会民主党・市民連合

請があつたときは、当該申請に係る医薬品に

つき前項の規定により読み替えて適用される

第十四条第二項第二号「残留性の程度に係る

部分に限り、同条第七項、第十九条の二第四

項及び第二十二条において準用する場合を含

む。)に該当するかどうかについて、厚生労働

大臣の意見を聽かなければならない。

第八十三条の二第一項中「専ら動物のために

使用されることが目的とされている医薬品」を

「動物用医薬品」に、「牛、豚その他の農林水産

省令で定める動物(以下「対象動物」という。)」を

「対象動物」に、「その医薬品」を「その動物用医

薬品」に改め、同条第一項中「医薬品」を「動物用医

薬品」に改め、同条第三項を次のように改め

る。

3 農林水産大臣は、前二項の規定による農林

水産省令を制定し、又は改廃しようとするときは、厚生労働大臣の意見を聽かなければなら

ない。

第十章中第八十三条の二を第八十三条の四と

し、第八十三条の次に次の二条を加える。

(動物用医薬品の製造及び輸入の禁止)

第八十三条の二 前条第一項の規定により読み

替えて適用される第十一條第一項の許可(医

薬品の製造業に係るものに限る。)を受けた者

でなければ、動物用医薬品(専ら動物のため

に使用されることが目的とされている医薬品

をいう。以下同じ。)の製造をしてはならない。

2 前条第一項の規定により読み替えて適用さ

れる第二十二条第一項の許可(医薬品の輸入

販売業に係るものに限る。)を受けた者でなけ

れば、動物用医薬品の輸入をしてはならない。

3 前二項の規定は、試験研究の目的で使用す

るために製造又は輸入をする場合その他の農

林水産省令で定める場合には、適用しない。

(使用の禁止)

第八十三条の三 何人も、直接の容器又は直接

の被包に第五十条第八十三条第一項の規定

により読み替えて適用される場合を含む。)に

規定する事項が記載されている医薬品以外の

医薬品を対象動物に使用してはならない。た

だし、試験研究の目的で使用する場合その他

の農林水産省令で定める場合は、この限りで

ない。

第十章に次の二条を加える。

(その他の医薬品の使用の規制)

第八十三条の五 農林水産大臣は、対象動物に

使用される蓋然性が高いと認められる医薬品

(動物用医薬品を除く。)であつて、適正に使

用されるのでなければ対象動物の肉、乳その

他の食用に供される生産物で人の健康を損な

うおそれのあるものが生産されるおそれがあ

るものについて、薬事・食品衛生審議会の意

見を聽いて、農林水産省令で、その医薬品を

使用することができる対象動物、対象動物に

見を聽いて、農林水産省令で、その医薬品を

(農薬取締法の一部改正)

第三条 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の二条を加える。

(回収命令等)

第九条の一 農林水産大臣は、販売者が前条第一項若しくは第二項又は第十四条第三項の規定に違反して農薬を販売した場合において、当該農薬の使用に伴つて第三条第一項第一号から第七号までの各号のいずれかに規定する事態が発生することを防止するため必要があるときは、その必要な範囲内において、当該販売者に対し、当該農薬の回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第九条の二 販売者が前条第一項第一号から第七号までの各号のいずれかに規定する事態が発生することを防止するため必要があるときは、その必要な範囲内において、当該販売者に対し、当該農薬の回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十一条第一項中「第九条第一項及び第二項」の下に「第九条の二」を加える。

らない。

第十七条中第四号を第五号とし、第三号を第六号とし、第二号の次に次の二号を加える。

四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

三 第九条の二の規定による命令に違反した者

第十九条第一号中「又は第二号」を「第二号

又は第三号」に改める。

第四条 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三条」を「第三条の二」に、「第十二

条の二」を「第十二条の四」に改める。

第二条第一項の表二十三の項中「家畜インペス

ト」を「高病原性鳥インフルエンザ」に改め、同

条に次の二項を加える。

3 農林水産大臣は、第一項の政令の制定又は

改廃の立案をしようとするときは、食料・農

業・農村政策審議会の意見を聽かなければな

らない。

第一章に次の二条を加える。

(特定家畜伝染病防疫指針)

第三条の二 農林水産大臣は、家畜伝染病のう

ち、特に総合的に発生の予防及びまん延の防

止のための措置を講ずる必要があるものとし

て農林水産省令で定めるものについて、検

査、消毒、家畜等の移動の制限その他当該家

畜伝染病に応じて必要となる措置を総合的に

実施するための指針(以下この条において特

定家畜伝染病防疫指針」という。)を作成し、

公表するものとする。

2 都道府県知事及び市町村長は、特定家畜伝

染病防疫指針に基づき、この法律の規定によ

る家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止

のための措置を講ずるものとする。

3 農林水産大臣は、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、変更し、又は廃止しようとすると

官 報 (号 外)

条の二第四項及び第二十三條を「若しくは第九項(第十九條の二第五項)に、「第十四条第二項第一二号」を「第十四条第二項第三号」に、「同条第七項、第十九條の二第四項及び第二十三條」を「同条第九項及び第十九條の二第五項」に改めるに改め、同改正規定の次に次のように加え

項第一号を改め、同項中第十五号を第十九号とし、第十四号を第十七号とし、同号の次に一号を加える改正規定を次のように改める。

うに改正する。
附則第二十一条のうち薬事法第八十三条の改
正規定中「第八十三条」を「第八十三条第一項」に

(同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定により特定普通肥料についての変更の登録若しくは仮登録をし、若しくは

第八十六条第一項中「五十万円」を「百万円」に改め、同項第一号中「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、同項中第十四号を第十一

附則第三十三条のうち薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律第二条のうち薬事法第八十三条の改正規定を改める改
改める。

その登録若しくは仮登録を取り消そうとするときを加え、同項第四号中「第六十二条」を「第六十二条第一項」に改め、同項第八号中「第八十三条の規定を第八十三条第一項の規定に、「同

「第八十三条の二第一項中「第十二条第二項」を「第十三条第一項」に改め、同条第二項中「第二十二条第一項」を「第十二条第一項」に改め、

「医薬品の輸入販売業に係るもの」を「第一種医薬品製造販売業許可又は第二種医薬品製造販売業許可」に改める。

第二条中薬事法第八十四条第四号を改め、同条中第十六号を第十八号とし、第九号から第十五号までを二号ずつ繰り下げ、第八号の次に二号を加える改正規定を次のように改める。

第八十四条第四号の第一項を

〔第一九四条第四項中「第二十一」を「第二十三」に改め、同条中第十七号を第二十一号とし、第十六号を第十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

十九 第六十九条の二の規定による命令に違反した者

第二条中薬事法第八十六条第一項第一号を同項第十六号とし、同項第十二号を改め、同号を同項第十五号とし、同項第十一号を改め、同号を同項第十三号とし、同号の次に一号を加える改正規定を削る。

附則第三十条のうち薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律第二条のうち薬事法第八十四条に「号」を加える改正規定を改める改正規定を削る。

(食品安全基本法の一部改正)

第十九条 食品安全基本法の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第三号中「又は廃止」を「若

は、「第八十三条の第一項」を「第八十三条第二項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第二項第二号若しくは第八十三条の第五項」に改める。

棄その他の処分を拒み、妨げ、若しくは
忌避した者

第八十六条第一項に次の「一」号を加える。
十八 第七十四条の二第二項又は第三項の規定による命令に違反した者

しくは廃止」に改め、「とき」の下に「同法第四条第一項第四号の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、同法第七条第一項若しくは第八条第三項（これらの規定を同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定普通肥料についての登録若しくは登録の変更をしようとするとき、同法第二二三

理由

第二条中審事法第八十六条第一項を改り、同
九 第三十九条第一項の規定に違反した者
十 第四十条の二第一項又は第五項の規定
に違反した者

(独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一 部改正)

くに仮登録をしないとするとき 同法第十三条规定の二第二項(同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定により特定普通肥料についての変更の登録若しくは仮登録をしてから二十日以内に又は同上第一二条の三第一項

平成十五年五月十六日 衆議院会議録第三十一号

食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案及び要旨

本案は、最近における食品の安全性に対する国民の関心の高まりにかんがみ、人畜に被害を生ずるおそれがある農畜水産物の生産を防止するため、肥料取締法、薬事法、農業取締法及び家畜伝染病予防法について、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 肥料取締法の一部改正
- 目的規定に、「国民の健康の保護」を追加すること。
- 農林水産大臣は、施用方法によっては人畜に被害を生ずるおそれがある肥料について、施用基準を定める等の措置を講ずるとともに、販売の禁止に違反して販売された肥料について、その回収等を命ずることができることとする。
- 薬事法の一部改正
- 許可を受けている者による動物用医薬品の製造又は輸入及び適正な表示のない動物用医薬品の家畜等に対する使用を禁止すること。
- 農林水産大臣は、家畜等に使用される蓋然性の高い医薬品について、使用基準を策定することができることとする。
- 農業取締法の一部改正
- 農林水産大臣は、販売の禁止に違反して販売された農薬について、その回収等を命ずることができることとする。
- 家畜伝染病予防法の一部改正
- 農林水産大臣は、特定の家畜伝染病について、総合的に防疫を実施するための指針を作成することとすること。
- 農林水産大臣は、特定の家畜について、その家畜の飼養者が遵守すべき衛生管理基準を策定することとする。

準を策定することとする。

5 厚生労働大臣等との連携の強化(各法共通事項)

農林水産大臣は、農畜水産物の生産に係る資材の承認等に当たって、厚生労働大臣等の意見を聽かなければならないこととする。

6 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

7 議案の修正議決理由

本案は、人畜に被害を生ずるおそれがある農畜水産物の生産を防止するための措置として、おおむね妥当なものと認めるが、農業取締法の一部改正に關し、農薬以外の除草剤の販売に当たって容器等に農薬として使用することができない旨の表示を義務付ける規定を追加することと、肥料等の生産資材の生産又は製造から販売及び使用に至る一連の国内外における行程におけるあらゆる要素が食品の安全性に影響を及ぼすことがあることにかんがみ、農林水産大臣は、これらの生産資材の安全性の確保のため必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととすること等の修正を行ふ必要があると認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

8 第十九条第一号中「又は第二号」を「第一号

又は第三号」に改める。

9 第四条農業取締法の一部改正

第十四条第一項及び第四項中「第一項」の下に「第九条の二」を加える。

10 第十一条第一項中「第九条第一項及び第一項」の下に「第九条の二」を加える。

第十六条の二の見出しを「(協議等)」に改め、同条に次の三項を加える。

11 第二十二条第一項(第十五条の二)の見出しを「(協議等)」に改め、同条に次の三項を加える。

第十六条の二の見出しを「(協議等)」に改め、同条に次の三項を加える。

12 環境大臣は、第三条第二項(第十五条の二)第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。の規定により第三条第一項第四号又は第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働大臣の公衆衛生の見地からの意見を聽かなければならない。

環境大臣は、第三条第二項の規定により同条第一項第四号又は第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働大臣に対し、資料

〔別紙〕 小字及びは修正

食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備○等に関する法律

(農業取締法の一部改正)

第三条 農業取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の二条を加える。

(回収命令等)

第九条の二 農林水産大臣は、販売者が前条第一項若しくは第二項又は第十四条第三項の規定に違反して農薬を販売した場合において、当該農薬の使用に伴つて第三条第一項第一号から第七号までの各号のいずれかに規定する事態が発生することを防止するため必要があるときは、その必要な範囲内において、当該販売者に対し、当該農薬の回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十三条第一項中「第九条第一項及び第一項」の下に「第九条の二」を加える。

第十四条第一項及び第四項中「第一項」の下に「第九条の二」を加える。

第十九条第一号中「又は第二号」を「第一号

又は第三号」に改める。

第四条 農業取締法の一部を次のように改正する。

第十条の二の次に次の二条を加える。

(除草剤農業として使用することができない旨の表示)

第十条の三 除草剤(農業以外の薬剤であつて、除草に用いられる薬剤その他除草に用いられる薬剤として政令で定めるものをいう。以下同じ)を販売する者(以下「除草剤販売者」という。)は、除草剤を販売するときは、その容器又は包装に、当該除草剤を農業として使用することができない旨の表示をしなければならない。ただし、当該除草剤の容器又は包装にこの項の規定による表示がある場合は、この限りでない。

2 除草剤販売者除草剤の小売を業とする者に限る。は、農林水産省令で定めるところにより、その容器又は包装に、公衆の見やすい場所に、除草剤を農業として使用することができない旨の表示をしなければならない。

(勧告及び命令)

第十条の四 農林水産大臣は、除草剤販売者が前条の規定を遵守していないと認めるときは、当該除草剤販売者に対し、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

- 農林水産大臣は、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党及び保守新党的五会派共同提案により行われたものである。
- また、本案に対し、日本共産党及び社会民主黨・市民連合から二会派共同提案に係る修正案が提出されたが、否決された。
- 3 なお、本修正は、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党及び保守新党的五会派共同提案により行われたものである。
- 4 また、本案に対し、日本共産党及び社会民主黨・市民連合から二会派共同提案に係る修正案が提出されたが、否決された。

の提供その他必要な協力を求めることができ

る。

農林水産大臣及び環境大臣は、第十二条第一項の農林水産省令・環境省令を制定し、又は改廃しようとするときは、厚生労働大臣の公衆衛生の見地からの意見を聽かなければならぬ。

4 農林水産大臣及び環境大臣は、第十二条第一項の農林水産省令・環境省令を制定し、又は改廃しようとするときは、厚生労働大臣の公衆衛生の見地からの意見を聽かなければならぬ。

5 農林水産大臣は、前項の規定による勧告を受けた除草剤販売者が、正当な理由がないと認めるときは、当該除草剤販売者に対し、その勧告に係る措置をとらなければならぬときには、当該除草剤販売者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 農林水産大臣は、前項の規定による勧告を受けた除草剤販売者が、正当な理由がないと認めるときは、当該除草剤販売者に対し、その勧告に係る措置をとらなければならぬときには、当該除草剤販売者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 1 (一) 農林水産大臣は、特定の家畜について、その家畜の飼養者が遵守すべき衛生管理基準を作成することとすること。
- (二) 農林水産大臣は、特定の家畜について、その家畜の飼養者が遵守すべき衛生管理基準を作成することとすること。
- (三) 農林水産大臣は、特定の家畜について、その家畜の飼養者が遵守すべき衛生管理基準を作成することとすること。
- (四) 農林水産大臣は、特定の家畜について、その家畜の飼養者が遵守すべき衛生管理基準を作成することとすること。

平成十五年五月十五日

衆議院議長 農林水産委員長 小平 忠正

三項、第二十九条第三項及び第三十条第三項において準用する場合を含む。)、第十三条第三項(第二十一条第三項、第二十九条第三項及び第三十条第三項において準用する場合を含む。)、第十三条第三項(第二十一条第三項、第二十九条第三項及び第三十条第三項において準用する場合を含む。)の調査を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を検査所に納付しなければならない。

4 特定飼料等製造業者登録簿、外国特定飼料等製造業者登録簿、規格設定飼料製造業者登録簿、外国規格設定飼料製造業者登録簿又は検定機関登録簿次項において「特定飼料等製造業者登録簿等」という。)の謄本の交付を請求しようとする者は、実費を勘案して政令で定める手数料を納付しなければならない。

5 第二十二条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第二条の二第一項」を「第三条第一項」に、「第二条の六」を「第二十三条」に、「第二条の七」を「第二十四条」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第二条第三項の指定、第二条の二第一項の規定による基準若しくは規格の設定、改正若しくは廃止、第二条の六の規定による禁止又は第二条の七」を「第二十四条」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

農林水産大臣は、第一条第三項の指定、第三条第一項の規定による基準若しくは規格の設定、改正若しくは廃止をしようとするときは、厚生労働大臣の公衆衛生の見地からの意見を聽かなければな

第二十二条を第五十九条とする。
第二十二条の三中「検定」を「第五条第一項の検定、第十一条第一項(第十一条第一項(第二十一条第三項、第二十九条第三項及び第二十条第三項において準用する場合を含む。)、第十三条第三項(第二十一条第三項、第二十九条第三項及び第三十条第三項において準用する場合を含む。)、第十三条第三項(第二十一条第三項、第二十九条第三項及び第三十条第三項において準用する場合を含む。)の調査」に改め、同条を第五十八条とする。
第二十二条の二を第五十七条とする。
第二十二条第一項中「第二条の七第一項及び第九条」を「第二十四条第二項及び第三十三条」に改め、同条第四項中「指定検定機関」を「登録検定機関」に改め、同条を第五十六条とする。
第二十二条第二項中「第二条の七第二項及び第九条」を「第二十四条第二項及び第三十三条」に改め、同条第六号を削り、同条第五号中「第八条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号及び第四号を削り、同条第二号中「第二条の六」を「第二十三条」に改め、同号を同条第五号とし、同条第一号の次に次の三号を加える。
二 第七条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項の登録をしたとき。
三 第十三条第四項(第二十二条第三項、第二十九条第三項及び第三十条第三項において準用する場合を含む。)、第十四条(第二十二条第三項、第二十九条第三項及び第三十条第三項において準用する場合を含む。)、第三十九条

四 第十八条(第二十九条第三項において準用する場合を含む。)又は第二十二条第一項(第三十条第三項において準用する場合を含む。)に、「検定」を「同項前段の検定」に改め、同条に次の一号を加える。

八 第四十七条第一項の規定により農林水産大臣が第二十七条第一項前段の検定の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行つていた同項前段の検定の業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

第十九条の三を第五十四条とする。

第十九条の二中「第十三条」を「第三十八条」に、「検定」を「第五条第一項の検定」に改め、同条を第五十三条とする。

第十九条第一項中「第二条の二第一項」を「第三条第一項」に改め、同条を第五十二条とする。

第十八条第一項から第三項までの規定中「第二条の二第一項」を「第三条第一項」に改め、同条を第五十条とし、同条の次に次の二条を加える。

(飼料等の輸入の届出)

第五十一条 外国における生産地の事情その他の事情からみて次に掲げる飼料又は飼料添加物に該当するおそれがあるものとして農林水産大臣が指定するものを輸入しようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に届け出なければならぬ。

一 第二条第一項の規定により定められた基準に合わない方法により製造された飼料又は飼料添加物

二 第三条第一項の規定により定められた規格に合わない飼料又は飼料添加物

三 第二十三条第一号から第三号までに掲げる飼料又は飼料添加物

2 第三条第二項の規定は、前項の指定について準用する。

第十七条を第四十九条とする。

第十六条中「第二条の二第一項」を「第三条第一項」に改め、同条を第四十八条とする。

第十五条の七中「指定検定機関」を「登録検定機関」に改め、第四章中同条を第四十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

(農林水産大臣による検定業務の実施)

第四十七条 農林水産大臣は、第二十七条第一項の登録を受ける者がいないとき、第四十一条の規定による検定の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第四十五条の規定により第二十七条第一項の登録を取り消し、又は登録検定機関に対し検定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録検定機関が天災その他の事由により検定の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたときその他必要があると認めるときは、当該検定の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 農林水産大臣が前項の規定により検定の業務の全部又は一部を自ら行う場合における検定の業務の引継ぎその他の必要な事項については、農林水産省令で定める。

第十五条の六の見出しを「(登録の取消し等)」に改め、同条中「指定検定機関」を「登録検定機関」に、「一に」を「いずれかに」に、「その指定」を「その登録」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一 第三十五条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第三十九条、第四十条、第四十一条、第四

十二条第一項又は次条の規定に違反したときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

第十五条の六第四号中「第一条の四第一項又は第四条第一項の指定」を「第二十七条第一項の登録又はその更新」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第十五条第二項又は前条」を「前二条」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の二条を加える。

三 正当な理由がないのに第四十二条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
第十五条の六を第四十五条とする。
第十五条の五中「指定検定機関」を「登録検定機関」に、「第十二条第一号から第五号まで」を「第三十六条第一項各号のいずれか」に改め、同条を第四十三条とし、同条の次に次の二条を加える。
(改善命令)

第四十四条 農林水産大臣は、登録検定機関が第三十八条の規定に違反していると認めるときは、その登録検定機関に対し、検定を行なうべきこと又は検定の方法その他の業務の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十五条の二から第十五条の四までを削る。

第十五条第一項中「指定検定機関は、検定の業務の開始前に、農林水産省令で定める事項を内容とする業務規程を定め」を「登録検定機関は、検定の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、検定の業務の開始前に」に、「変更した」を「変更しようとする」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 業務規程には、検定の実施方法、検定に関する料金その他の農林水産省令で定める事項を定めておかなければならない。
第十五条を第四十条とし、同条の次に次の二条を加える。
(業務の休廃止)

第四十一条 登録検定機関は、検定の業務の全部

又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

第十四条の見出しを「(事業所の変更の届出)」に改め、同条中「指定検定機関は、検定を行う検定施設を新たに設置し、廃止し、又はその」を「登録

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業

報告書又は事業報告書(その作成に代えて電子磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)を含む。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第七十四条において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならぬ。

2 規格設定飼料製造業者その他の利害関係人は、登録検定機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録検定機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示した書面の交付の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて農林水産省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

検定機関は、検定を行なう事業所の」に改め、「その設置し、廃止し、又は」を削り、同条を第三十九条とする。

第十三条第一項中「第二条の四第一項又は第四条第一項の指定」を「第二十七条第一項の登録」に、「指定検定機関」を「登録検定機関」に、「行うべき」を「行う」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 登録検定機関は、公正に、かつ、第二十七条第一項の農林水産省令で定める検定の方法により検定を行ななければならぬ。

第十三条を第三十八条とする。

第十二条の見出しを「(登録基準)」に改め、同条中「第二条の四第一項又は第四条第一項の指定の申請が次の各号を「第三十四条の規定により登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべて」に、「と認めるときでなければ、その指定をしては」を「ときは、その登録をしなければ」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、登録に関して必要な手続は、農林水産省令で定める。

2 第十二条第一号中「農林水産省令で定める機械器具その他の設備」を「分割機、粉碎機、天びん、体積計、抽出装置、電気炉及び分光光度計」に改め、同条第二号中「農林水産省令で定める条件に適合する知識経験を有する」を「次のいずれかに該当する」に、「数が農林水産省令で定める数」を「人數が検定を行う事業所ごとに二名」に改め、同号に次のように加える。

四 第十二条第四号から第六号までを削り、同条に次の一項を加える。

2 第二十七条第一項の登録は、検定機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録及びその更新の年月日並びに登録番号

二 登録を受けた者の氏名及び住所(法人については、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

口 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又はこれらに相当する外国の学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後三年以上分析検査の実務に従事した経験を有するもの

ハ 五年以上分析検査の実務に従事した経験を有する者

第十二条第三号を次のように改める。

三 登録申請者が、規格設定飼料製造業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあっては、規格設定飼料製造業者がその親会社(商法(明治三十一年法律第四十八号)第二百十一条ノ一第一項の親会社)をいう。)であること。

ロ 登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員)に占める規格設定飼料製造業者の役員又は職員(過去二年間に当該規格設定飼料製造業者の役員又は職員(過去二年間に当該規格設定飼料製造業者の役員である者を含む。)の割合が二分の一を超えていること)。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員が、規格設定飼料製造業者の役員又は職員(過去二年間に当該規格設定飼料製造業者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

二 第十二条第一項の登録は、検定機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録及びその更新の年月日並びに登録番号

二 登録を受けた者の氏名及び住所(法人については、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

三 登録を受けた者が検定を行う事業所の所在

地

条第一項及び第十七条中「特定飼料等検査規程」とあるのは「規格設定飼料検査規程」と、第八条第一号中「第十八条又は第二十二条第一項」とあるのは「第二十九条第三項において準用する第十八条又は第三十条第三項」において準用する第

二十二条第一項」と、第九条第五号、第十条第二項及び第十七条第五号中「第五条第一項」とあるのは「第十七条第一項」と、第十二条中「第七条第一項の登録を受けた特定飼料等製造業者(以下「登録特定飼料等製造業者」という。)」であるは「登録外国規格設定飼料製造業者」という。」とあるのは「登録特定飼料等製造業者」と、同等製造業者登録簿」とあるのは「外国規格設定飼料製造業者登録簿」と、第十七条中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第十二条第一項第一号中「第五条第一項、第六条第二項若しくは第三项(前条第三項において準用する場合を含む。)」と、同項第二号、第三号及び第六号並びに同条第二項中「前条第三項」とあるの

一項若しくは第四項又は第十八条第一項若しくは第三項(第三十条第三項において準用する場合を含む。)」と、同項第二号、第三号及び第六号並びに同条第二項中「前条第三項」とあるの

は「第三十条第三項」と、同条第一項第五号中「特定飼料等」とあるのは「規格設定飼料」と、「又は特定飼料等」とあるのは「又は規格設定飼料」と、第二十八条第一項中「都道府県及び前条第一項の登録を受けた者以外の者は、飼料」とあるのは「登録外国規格設定飼料製造業者は、本邦に輸出される飼料」と、同条第三項中「飼料」とあるのは「本邦に輸出される飼料」と読み替えるものとする。

第三条第六項中「第一条の二第二項」を「第三条第二項」に改め、同条を第二十八条とする。

第二条の八第一項中「第二条の二第一項」を「第三条第一項」に改め、同条第四項中「第二条の二第一項」を「第二项」を第三条第一項に改める。

第二章中第一条の八を第二十五条とする。

第二条の七第一項第一号中「第二条の三第一号」を「第四条第二号」に改め、同項第二号中「第二条の四第一項」を「第五条第一項本文、第十六条第一項又は第二十一条第二項」に改め、同条を第二十

四条とする。

第二条の六の見出しを「有害な物質を含む飼料等の製造等の禁止」に改め、同条中「又は販売業者」を「若しくは販売業者」に、「又は当該飼料添加物の販売」を「若しくは当該飼料添加物の製造、輸入若しくは販売を禁止し、又は飼料の使用者に対し、当該飼料の使用」に改め、同条を第二十三条とす。

第二条の五の見出しを「(合格の表示等)」に改め、同条第一項を削り、同条第一項中「又は前条第一項」を「前条第一項」に、「第二条の二第一項」を「第三条第一項」を「前条第一項」に、「場合でなければ」を「ときは」に、「前条第一項の表示を付しては」を「前条第一項本文の表示を付さなければ」に改め、同項を同

条第一項とし、同項の次に次の二項を加える。

2 何人も、前項、第十六条第一項又は第二十一条第二項に規定する場合のほか、飼料若しくは

第一条第二項の表示又はこれららと紛らわしい表示を付してはならない。

3 第二条の五第三項中「前条第一項」を「前条第一項本文、第十六条第一項又は第二十一条第二項」に、「まつ消した」を「抹消した」に、「特定飼料等」

2 何人も、前項、第十六条第一項又は第二十一条第二項に規定する場合のほか、飼料若しくは

第一条第二項の表示又はこれららと紛らわしい表示を付してはならない。

2 前項の登録を受けようとする特定飼料等製造業者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(登録の基準)

二 特定飼料等の種類

三 当該特定飼料等を製造する事業場の名称及び所在地

四 当該特定飼料等の製造のための設備であつて農林水産省令で定めるもの(以下「特定飼料等製造設備」という。)の名称、性能及び数

五 当該特定飼料等の検査のための設備であつて農林水産省令で定めるもの(以下「特定飼料等検査設備」という。)の名称、性能及び数

六 当該特定飼料等の製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織に関する事項であつて農林水産省令で定めるもの

つた日から一年を経過しない者

二 第十八条又は第二十二条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち

に前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録の基準)

第九条 農林水産大臣は、第七条第一項の登録の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、登録をしなければならない。

一 特定飼料等製造設備が農林水産省令で定めた技術上の基準に適合していること。

二 特定飼料等検査設備が農林水産省令で定めた技術上の基準に適合していること。

三 製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織が農林水産省令で定める基準に適合していること。

四 農林水産省令で定める条件に適合する知識と経験を有する者が特定飼料等の検査を実施し、その数が農林水産省令で定める数以上で合していること。

五 特定飼料等検査規程で定める特定飼料等の検査の方法が第五条第一項の農林水産省令で定める方法に適合していること。

六 第二項の規定により申請をした特定飼料等製造業者は、当該事業場における特定飼料等の設備、特定飼料等検査設備、製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織並びに第九条第五号の検査の方法について、農林水産大臣が行う検査を受けなければならない。ただし、同項の申請書に第十条第二項の書面を添えたときは、この限りがない。

五 検査所による調査

第十一条 特定飼料等製造業者は、第七条第一項の登録の申請に係る事業場における特定飼料等製造設備、特定飼料等検査設備、製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織並びに前

条第五号の検査の方法について、検査所の行う調査を受けることができる。

2 検査所は、前項の調査をした事業場における

特定飼料等製造設備、特定飼料等検査設備、製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織並びに前条第五号の検査の方法が、それぞれ前条第一号から第三号までの農林水産省令で定める基準及び第五条第一項の農林水産省令で

行っている規格設定飼料に係る外国製造業者（新法第三十条第一項の登録を受けた者を除く。以下この条において同じ。）については、施行日から一年を経過する日までの間は、旧法第七条の二から第七条の五まで、第二十四条及び二十四条の三（これらの規定に係る罰則を含む。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法第七条の二第一項中「検査所又は第四条第一項の農林水産大臣が指定した者」とあるのは、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号。以下「改正法」といいう。）附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法による改正前又は第四条第一項の農林水産大臣が指定した者」とあるのは、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号。以下「改正法」といいう。）附則第八条の規定により改正法による改正後の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二十七条第一項の登録を受けているものとみなされた者（その者が引き続き同項の登録を受けた場合を含む。）と読み替えるほか、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第一項の規格設定飼料の製造業者及び前項の規格設定飼料に係る外国製造業者に対する新法第二十八条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「次条第二項」とあるのは「同項ただし書中「次条第二項」とあるのは「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号。以下「改正法」という。）附則第七条第一項」の規定により改正法による改正後の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二十七条第一項の登録を受けているものとみなされた者（その者が引き続き同項の登録を受けた場合を含む。）と読み替えるほか、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第一項の規格設定飼料に係る外国製造業者に付された表示についての新法第三十一条ただし書の規定の適用については、同条ただし書

5 この法律の施行前に旧法第五条第一項の規定により規格適合表示が付された規格設定飼料（第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条第一項の規定により規格適合表示が付されたものを含む。）については、同条第二項及び第三項（これらの規定に係る罰則を含む。）の規定は、施行日から一年を経過する日後も、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 この法律の施行前に旧法第七条の二第二項の規定により規格適合表示が付された規格設定飼料（第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条第二項の規定により規格適合表示が付されたものを含む。）については、同条第二項及び第三項（これらの規定に係る罰則を含む。）の規定は、施行日から一年を経過する日後も、なおその効力を有する。この場合においては、なお從前の例によつて、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 第十一条 附則第三条から前条までに規定するもののか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

（地方税法の一部改正）

第十一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条第五十一項中「第十八条第一項」を「第五十条第一項」に改める。

（独立行政法人肥飼料検査所法の一部改正）

第十三条 独立行政法人肥飼料検査所法（平成十一年法律第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

四 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に關する検査を行うこと。

第十一条第二項第二号中「第二十二条の二第一項」を「第五十七条第一項」に改める。

（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部改正）

第十二条 第二十二条第一項中「第十八条第一項又は」を「第五十条第一項又は」に、「第二条の二第一項」を「第三条第一項」に改め、同条第二項中「第十八条第四項」を「第五十条第一項」に改め、同条第三項中「第十八条第一項」を「第五十条第一項」に改め、同条第四項中「第十八条第四項」を「第五十条第四項」に改める。

（食品安全基本法の一部改正）

第十五条 食品安全基本法（平成十五年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第五号中「第二条の二第一項」を「第三条第一項」に、「第二条の六の規定による販売」を「第二十三条の規定による製造、輸入、販売若しくは使用」に改める。

（理由）

最近における飼料の製造及び流通をめぐる状況等の変化にかんがみ、飼料の適正な品質管理の推進及び安全性の確保を図るために、特定飼料等の製造業者の品質管理の方法等に係る登録制度を実施するとともに、有害な物質を含む飼料の製造等を禁止することとし、あわせて飼料の検定機関への行政の関与の適正化を図るため、飼料の検定機関の指定制度を見直す等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における飼料の製造及び流通をめぐる状況等の変化にかんがみ、飼料の適正な品質管理の推進及び安全性の確保並びに飼料の検定機関への行政の関与の適正化を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 適正な品質管理等を行う製造業者に対する登録制度の導入

飼料又は飼料添加物(以下「飼料等」といいう。)の成分につき規格が定められた飼料等で、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されるおそれが特に多いと認められるものとして政令で定めるもの(以下「特定飼料等」という。)の製造を業とする者について、品質管理の方法等が一定の要件を満たす場合には、農林水産大臣の登録を受けてこれを販売することができる。このこととすること。

2 飼料等の安全性の確保の強化

有害な物質を含む飼料等について、販売の禁止に加えて、製造、輸入又は使用を禁止することができることとともに、有害な物質が含まれる可能性が生じた飼料等を輸入する場合には、その旨を農林水産大臣に届け出なければならないこととする。

3 検定機関の指定制度の見直し等

飼料の検定機関への行政の関与の適正化を図るため、安全性に関する特定飼料等の検定

を独立行政法人肥飼料検査所が行うこととする一方、栄養成分に関する公定規格の検定については、検定機関を指定制から登録制に改めることとする。

4 厚生労働大臣との連携の強化

農林水産大臣は、飼料添加物の指定、飼料等の基準若しくは規格の設定等、又は有害な物質を含む飼料等の製造等の禁止をしようとするときは、厚生労働大臣の公衆衛生の見地からの意見を聽かなければならぬこととする。

5 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

本案は、最近における飼料の製造及び流通をめぐる状況等の変化にかんがみ、飼料の適正な品質管理の推進及び安全性の確保並びに飼料の検定機関への行政の関与の適正化を図るための措置としておむね妥当なものと認めるが、飼料等の製造から販売及び使用に至る一連の国内外における行程におけるあらゆる要素が食品安全に影響を及ぼすおそれがあることから、本修正は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本修正は、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、社会民主党、市民連合及び保守新党的共同提案により行われたものである。

である。

また、日本共産党的提案に係る修正案は、少數をもって否決された。

右報告する。

平成十五年五月十五日

農林水産委員長 小平 忠正
衆議院議長 緋貫 民輔殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第三十五号)の一部を

第一項(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第三十五号)の一部を

第一項(第一条の二第一条の八)を「(第三条第一項(第二十五条)」に、「(第三条第一九条)」を

「(第二十六条第一三十三条)」に、「指定検定機関(第十一条第一五条の七)」を「登録検定機関(第三十四条第一四七条)」に、「(第十六条第一二十六条)」を「(第四十八条第一六六条)」に、「(第十六条第一二六条)」を「(第六十七条第一二七条)」に、「(第六十七条第一二七条)」に改める。

目次中「(第二条の二第一条の八)」を「(第三条第一項(第二十五条)」に、「(第三条第一九条)」を

「(第二十六条第一三十三条)」に、「指定検定機関(第十一条第一五条の七)」を「登録検定機関(第三十四条第一四七条)」に、「(第十六条第一二十六条)」を「(第四十八条第一六六条)」に、「(第六十七条第一二七条)」に改める。

第二項(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第三十五号)の一部を

第二項(第一条の二第一条の八)を「(第三条第一項(第二十五条)」に、「(第三条第一九条)」を

「(第二十六条第一三十三条)」に、「指定検定機関(第十一条第一五条の七)」を「登録検定機関(第三十四条第一四七条)」に、「(第十六条第一二十六条)」を「(第四十八条第一六六条)」に、「(第六十七条第一二七条)」に改める。

第三項(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第三十五号)の一部を

第三項(第一条の二第一条の八)を「(第三条第一項(第二十五条)」に、「(第三条第一九条)」を

「(第二十六条第一三十三条)」に、「指定検定機関(第十一条第一五条の七)」を「登録検定機関(第三十四条第一四七条)」に、「(第十六条第一二十六条)」を「(第四十八条第一六六条)」に、「(第六十七条第一二七条)」に改める。

第四項(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第三十五号)の一部を

第四項(第一条の二第一条の八)を「(第三条第一項(第二十五条)」に、「(第三条第一九条)」を

「(第二十六条第一三十三条)」に、「指定検定機関(第十一条第一五条の七)」を「登録検定機関(第三十四条第一四七条)」に、「(第十六条第一二十六条)」を「(第四十八条第一六六条)」に、「(第六十七条第一二七条)」に改める。

第五項(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第三十五号)の一部を

第五項(第一条の二第一条の八)を「(第三条第一項(第二十五条)」に、「(第三条第一九条)」を

「(第二十六条第一三十三条)」に、「指定検定機関(第十一条第一五条の七)」を「登録検定機関(第三十四条第一四七条)」に、「(第十六条第一二十六条)」を「(第四十八条第一六六条)」に、「(第六十七条第一二七条)」に改める。

記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ場合に

は、その違反行為をした登録検定機関の役員又は職員は二十万円以下の過料に処する。

第三十一条中「第二十七条、第二十八条又は第三十条」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に」を「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第六十七条第一号(飼料若しくは飼料添加物の使用に係る場合を除く)、第二号(飼料の使用に係る場合を除く)又は第三号(飼料若しくは飼料添加物の使用に係る場合に限る)若しくは第六十八条又は第七十条 各本条の罰金刑

二 第六十七条第一号(飼料若しくは飼料添加物の使用に係る場合に限る)若しくは第六十八条又は第七十条 各本条の罰金刑

三 第三十二条を第七十二条とする。

第三十条の二中「指定検定機関」を「登録検定機関」に改め、同条第三号中「第二十一条第四项」を「第五十六条第四项」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「第二十条第四项」を「第五十五条第四项」に改め、「命令に対し」を削り、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第十五条の七」を「第四十六条」に改め、同号を同条第二号とし、同条第一号として次の一号を加える。

一 第四十二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第三十条の二を第七十一条とする。

第三十条第三号中「第二十二条第一項」を「第三十二条第三項」に改め、同条第二号中「第十九条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条第一号中「第二十一条第一項」に改め、同条第一号として次の一号を

「第五十五条第四项」に改め、「命令に対し」を削り、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第十五条の七」を「第四十六条」に改め、同号を同条第二号とし、同条第一号として次の一号を

加える。

一 第四十二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第三十条の二を第七十一条とする。

第三十条第三号中「第二十二条第一項」を「第三十二条第三項」に改め、同条第二号中「第十九条第一項」に、「第二十二条第一項の規定に違反し

て財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に

五十六条第一項」に、「第二十二条第一項」に次の一項を加える。

第五十条の二を「第二十二条第一項」を「第三十二条第三項」に改め、同条第二号中「第二十二条第一項」に、「第二十二条第一項の規定に違反し

て財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に

五十六条第一項」に、「第二十二条第一項」に次の一項を加える。

第五十条の二を「第二十二条第一項」を「第三十二条第三項」に改め、同条第二号中「第二十二条第一項」に、「第二十二条第一項の規定に違反し

て財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に

五十六条第一項」に、「第二十二条第一項」に次の一項を加える。

を「第五十七条第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「第二十条第一項」を「第五十五条第一項」に改め、「命令に対し」を削り、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第十八条」を「第十三条第四項（第二十九条第三項において準用する場合を含む。）、第十四条（第二十九条第三項において準用する場合を含む。）、第五十条又は第五十一条第一項」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

六条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第七号を削り、同条第八号中「第七条の六」を「第三十一条」に改め、同号を同条第五号とし、同条第九号中「第十六条」を「第四十八条」に改め、同号を同条第六号とし、同条第十号中「第十七条」を「第四十九条」に改め、同号を同条第七号とし、同条を第六十八条とする。

受けようとする場合にあつては、当該指定検定機関（以下「機関」）を削り、同条第二項中「前項」を「第一項及び第三項」に改め、「（指定検定機関に納付されたものは、当該指定検定機関）」を削り、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

5 特定飼料等製造業者登録簿等の閲覧を請求する者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

第三十三条第一項(第二十九条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して第七条第二項第四号から第六号まで(第二十九条第三項において準用する場合を含む。)に掲げる事項又は特定飼料等検査規程若しくは規格設定飼料検査規程を変更した者

第二十七条第一号中「第一条の三」を「第四条」に改め、同条第一号中「第一条の六」を「第三十条」に改め、同条に次の一号を加える。

第十一条第一項第十一條第一項(第二十一条第三項、第二十九条第三項及び第三十条第三項において準用する場合を含む)、第十三条第三項(第二十二条第三項、第二十九条第三

一項の規定による基準若しくは規格の設定、改正若しくは廃止、第二条の六の規定による禁止又は第二条の七」を「第二十四条」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

第二十九条中「指定検定機関」を「登録検定機関」と改め、同条第一号及び第二号を削り、同条第三号中「第六条第一項」を「第十八条第二項」に改め、同号を同条第一号とし、同条第四号を削り、同条第五号中「第十五条の六」を「第四十五条」に改め、同号を同条第二号とし、同条を第六十九条とする。

第二十八条の二を削る。

条の六」を「第十八条(第二十九条第三項において準用する場合を含む。)、第二十二条第一項(第三十条第三項において準用する場合を含む。)又は第四十五条に、「指定の取消し」を処分に改め、同条を第六十一条とする。

第二十三条第一項中「検定を」を「第五条第一項の検定を」に改め、「指定検定機関の検定を

4 買を勘査して政令で定める額の手数料を検査所に納付しなければならない。

特定飼料等製造業者登録簿、外国特定飼料等製造業者登録簿、規格設定飼料製造業者登録簿、外國規格設定飼料製造業者登録簿又は検定機関登録簿(次項において「特定飼料等製造業者登録簿等」という。)の謄本の交付を請求しようとすると者は、実費を勘査して政令で定める額の手数料を納付しなければならぬ。

第二十一条の三中「検定」を第五条第一項の
検定、第十条第一項（第十一条第一項（第二十一
条第三項、第二十九条第三項及び第三十条第三
項において準用する場合を含む。）第十三条第一
項（第二十二条第三項、第二十九条第三項及
び第三十条第三項において準用する場合を含
む。）、第二十二条第三項、第二十九条第三項及
び第三十条第三項において準用する場合を含
む。）の調査」に改め、同条を第五十八条とす
る。

平成十五年五月十六日 衆議院会議録第三十一号

第十一条の二を第五十七条とする。

第二十一条第二項中「第二条の七第二項及び第九条」を「第二十四条第二項及び第三十三条」に改め、同条第四項中「指定検定機関」を「登録検定機関」に改め、同条を第五十六条とする。

第二十条第一項中「第二条の七第二項及び第九条」を「第二十四条第二項及び第三十三条」に改め、同条第四項中「指定検定機関」を「登録検定機関」に改め、同条を第五十五条とする。

第十九条の三第七号中「第十五条の六」を「第四十五条」に、「指定」を「第二十七条第一項の登録」に、「検定」を「同項前段の検定」に改め、同条に次の一号を加える。
 八 第四十七条第一項の規定により農林水産大臣が第二十七条第一項前段の検定の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行っていた同項前段の検定の業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。
 第十九条の三を第五十四条规定とする。
 第十九条の二中「第十三条」を「第三十八条」に、「検定」を「第五条第一項の検定」に改め、同号を同条第六号とし、同条第八条第一項を「第三十二条第一項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号及び第四号を削り、同条第一号中「第二条の六」を「第二十三条规定」に改め、同号を同条第五号とし、同条第一項の登録をしたとき。
 号の次に次の三号を加える。
 三 第十三条第四項第二十一条第三項、第二十九条第二項及び第二十条第三項において準用する場合を含む。」第十四条(第二十一条第三項、第二十九条第三項及び第三十条第三項において準用する場合を含む。)、第三十九条又は第四十一条の規定による届出があつたとき。
 第三十九条第一項第二十一条第三項、第二十九条第二項及び第二十条第三項において準用する場合を含む。」第十四条(第二十一条第三項、第二十九条第三項及び第三十条第三項において準用する場合を含む。)、第三十九条又は第四十一条の規定による届出があつたとき。
 四 第十八条第二十九条第三項において準用する場合を含む。)又は第二十二条第一項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により登録を取り消したとき。

二 第三条第一項の規定により定められた規格に合わない飼料又は飼料添加物の登録に、第二十三条第一号から第三号までに掲げた規定は、前項の指定について適用する。
 三 第三条第二項の規定は、前項の指定について適用する。
 第十七条を第四十九条规定とする。
 第十六条中「第二条の二第一項」を「第二条第一項」に改め、同条を第四十八条とする。
 第十五条の七中「指定検定機関」を「登録検定機関」に改め、第四章中同条を第四十六条第一項に改め、同条を第四十八条に次の一号を加える。
 (農林水産大臣による検定業務の実施)
 第四十七条 農林水産大臣は、第二十七条第一項の登録を受ける者がいないとき、第四十一条の規定による検定の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第四十五条の規定により第二十七条第一項の登録を取り消し、又は登録検定機関に対し検定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録検定機関が天災その他の事由により検定の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたときその他必要があると認めるときは、当該検定の業務の全部又は一部を自ら行うことことができる。
 2 農林水産大臣が前項の規定により検定の業務の全部又は一部を自ら行う場合における検定の業務の引継ぎその他の必要な事項については、農林水産省令で定める。

第十五条の六の見出しを「(登録の取消し等)」に改め、同条中「指定検定機関」を「登録検定機関」に、「一に」を「いすれかに」に、「その指定」は飼料添加物の登録に、第二十三条第一号から第三号までに掲げた規定は、前項の指定について適用する。
 第十五条第一項中「指定検定機関は、検定の業務の開始前に、農林水産省令で定める事項を内容とする業務規程を定め」を「登録検定機関は、検定の業務の開始前に、農林水産省令で定める事項を内容とする業務規程を定め」に改め、同条中「登録検定機関」を「登録検定機関」に改め、同条に次の二号を加える。
 二 第三十一条、第四十条、第四十二条、第三十九条、第四十条、第四十二条、第三十九条の六第四号中「第二条の四第一項第一項」に改め、同条を第四十八条とする。
 三 第三十九条、第四十条、第四十二条、第三十九条の六第四号中「第二条の四第一項第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。
 第十五条の五中「指定検定機関を「登録検定機関」に、「第二十二条第一号から第五号まで」を「第三十六条第一項各号のいずれか」に改め、同条を第四十三条とし、同条の次に次の二号を加える。
 (改善命令)
 第四十四条 農林水産大臣は、登録検定機関が第三十八条の規定に違反していると認めるときには、その登録検定機関に対し、検定を行うべきこと又は検定の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
 第十五条の二から第十五条の四までを削る。

は、検定の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、検定の業務の開始前に「に、変更した」を「変更しようとする」に改め、同条第一項を次のように改める。

2 業務規程には、検定の実施方法、検定に関する料金その他の農林水産省令で定める事項を定めておかなければならない。

第十五条を第四十条とし、同条の次に次の二条を加える。

(業務の休廃止)

第四十一条 登録検定機関は、検定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第四十二条 登録検定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第七十四条において「財務諸表等」という。を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならぬ。

2 規格設定飼料製造業者その他の利害関係人は、登録検定機関の業務時間内は、いつでも次に掲げる請求をすることができる。

だし、第二号又は第四号の請求をするには、登録検定機関の定めた費用を支払わなければならぬ。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されてい

るときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成さ

れているときは、当該電磁的記録に記録さ

れた事項を農林水産省令で定める方法によ

り表示したもののが閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電

磁的方法であつて農林水産省令で定めるも

のにより提供することとの請求又は当該事項

を記載した書面の交付の請求

第十四条の見出しを「(事業所の変更の届出)」

に改め、同条中「指定検定機関は、検定を行う

検定施設を新たに設置し、廃止し、又はその

を「登録検定機関は、検定を行う事業所の」に改め、同条中「指定検定機関は、検定を行つ

る」ときは、「数が農林水産省令で定められた数」を「人数が検定を行つ事業所ごとに二

名」に改め、同号に次のように加える。

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十

六号)による大学若しくは高等専門学校

又はこれらに相当する外国の学校におい

て理科系統の正規の課程を修めて卒業し

た者で、その後一年以上分析検査の実務

に従事した経験を有するもの

ロ 学校教育法による高等学校若しくは中

等教育学校又はこれらに相当する外国の

学校において理科系統の正規の学科を修

めて卒業した者で、その後三年以上分析

検査の実務に従事した経験を有するもの

ハ 五年以上分析検査の実務に従事した経

験を有する者

第十三条を第三十八条とする。

2 登録検定機関は、公正に、かつ、第二十七

条第一項の指定を「第二十七条第一項の登

録」に、「指定検定機関」を「登録検定機関」に、「行うべき」を「行う」に改め、同条第二項を次のように改める。

第十三条第一項中「第二条の四第一項又は第

四条第一項の指定」を「第二十七条第一項の登

録」に、「指定検定機関」を「登録検定機関」に、「行うべき」を「行う」に改め、同条第二項を次のように改める。

り登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべて

申請者」という。)が次に掲げる要件のすべてに、「と認めるときでなければ、その指定をしては」を「ときは、その登録をしなければ」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、登録に関する必要な手続は、農林水産省令で定める。

第十二条第一号中「農林水産省令で定める機械器具その他の設備」を「分割機、粉碎機、天びん、体積計、抽出装置、電気炉及び分光光度計」に改め、同条第二号中「農林水産省令で定める条件に適合する知識経験を有する」を「次のいずれかに該当する」に、「数が農林水産省令で定める数」を「人数が検定を行つ事業所ごとに二名」に改め、同号に次のように加える。

イ 登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員又は職員)過去二年間に当該規格設定の親会社をいう。)であること。

ロ 登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員又は職員)過去二年間に当該規格設定の親会社をいう。)であること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、規格設定飼料製造業者の役員又は職員(過去二年間に当該規格設定飼料製造業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

イ 登録申請者が(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、規格設定飼料製造業者の役員又は職員(過去二年間に当該規格設定飼料製造業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、規格設定飼料製造業者の役員又は職員(過去二年間に当該規格設定飼料製造業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

(登録の更新)

第三十七条 第二十七条第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間」とにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

第十一條中「一」を「いずれかに」に、「第二条の四第一項又は第四条第一項の指定」を「第二十七条第一項の登録」に改め、同条第一号中「处分」を「命令の規定」に改め、「違反し」の下に「罰金以上の」を加え、同条第一号中「第十五条の六」を「第四十五条」に、「指定」を「登録」に改め、同条第三号中「その」を「法人であつて、その」に、「第一号に該当する者がある者」を「前二号のいずれかに該当する者があるもの」に改め、同条を第三十五条とする。

第十條の見出しを「(登録)」に改め、同条中「第一条の四第一項又は第四条第一項の指定」は、検定(第二条の四第一項又は第四条第一項前段)を「第二十七条第一項の登録は、同項前段」に、「をいう。以下同じ。」を「(以下この章において単に「検定」という。)」に改め、同条を第三十四条とする。

「第四章 指定検定機関」を「第四章 登録検定機関」に改める。

第三章中第九條を第三十三条规定とする。第八条第二項中「第一条の二第二項並びに第三条第四項」を「第三条第二項並びに第二十六条第四項」に改め、同条を第三十二条とする。

第七条の六中「第七条の二第一項又は第二項の規定に基づき規格適合表示を付することでの規定」は、その規格適合表示を除去し、又は抹消

きる外国製造業者により同条第一項の承認又は同条第二項の認定」を「登録外国規格設定飼料製造業者によりその登録」に改め、同条を第三十一条とする。

第四条第一項中「検査所又は農林水産大臣の登録を受けた者」を「農林水産大臣の登録を受けた者」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一条の四第二項」を「第五条第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第二十七条とし、同条の次に次の三条を加える。

(規格適合表示の禁止等)

第二十八条 都道府県及び前条第一項の登録を受けた者は、飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。ただし、規格設定飼料製造業者(規格設定飼料の製造を業とする者をいう。以下同じ。)が次条第二項の規定に基づき、又は外国規格設定飼料製造業者(外国において本邦に輸出される規格設定飼料の製造を業とする者をいう。以下同じ。)が第三十条第二項の規定に基づき当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示を付する場合は、この限りでない。

2 都道府県又は前条第一項の登録を受けた者は、規格設定飼料について同項の検定を行ふが、これが公定規格に適合している場合でなければ、当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示を付してはならぬ。

3 規格適合表示の付してある容器又は包装材料は、その規格適合表示を除去し、又は抹消

した後でなければ、再び飼料の容器又は包装材料として用いてはならない。

(規格設定飼料製造業者の登録等)

第二十九条 規格設定飼料製造業者は、規格設定飼料の種類に従い、その事業場ごとに、農林水産大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けた規格設定飼料製造業者は、当該登録に係る規格設定飼料を製造したときは、当該規格設定飼料製造業者といふ。

(以下「登録規格設定飼料製造業者」という。)とは、当該登録に係る規格設定飼料を製造したときは、当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示を付することができる。

3 第七条第二項から第四項まで、第八条から第十一条まで、第十五条、第十九条及び第二十条の規定は第一項の登録に、第十三条、第十四条、第十七条及び第十八条の規定は登録規格設定飼料製造業者に準用する。この場合において、第七条第二項中「前項」とあり、第八条及び第十三条第三項中「前条第一項」とあり、並びに第九条、第十条第一項、第十一项第一項、第十三项第三項及び第十八条第四号中「第七条第一項」とあるのは「第二十九条第一項」とあり、並びに第九条、第十条第一項、第十一项第一項」と読み替えるものとする。

(外國規格設定飼料製造業者の登録等)

第三十条 外國規格設定飼料製造業者は、規格設定飼料の種類に従い、その事業場ごとに、農林水産大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けた外國規格設定飼料製造業者(以下「登録外国規格設定飼料製造業者」という。)は、当該登録に係る規格設定飼料を製造したときは、当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示を付することができる。

3 第七条第二項から第四項まで、第八条から第十一条まで、第十五条、第十九条及び第二十条の規定は第一項の登録に、第十三条、第十四条、第十七条及び第十八条の規定は登録規格設定飼料製造業者に準用する。この場合において、第七条第二項中「前項」とあり、第八条及び第十三条第三項中「前条第一項」とあり、並びに第九条、第十条第一項、第十一项第一項」と読み替えるものとする。

第二号、第十条、第十三条第三項並びに第十一号中「特定飼料等検査設備」とあるのは「規格設定飼料等検査設備」と、第七条第三項、第九条第五号、第十三条第一項及び第十七条中

「特定飼料等検査規程」とあるのは「規格設定飼料等検査規程」と、第八条第一号中「第十八条又は第二十二条第一項」とあるのは「第二十九条第三項において準用する第二十二条第一項」と、第九条第五号、第十条第二項及び第十三条第五項及び第二十条中「特定飼料等製造業者登録簿」とあるのは「規格設定飼料等製造業者登録簿」とあるのは「登録規格設定飼料等製造業者」と、同条、第十三条第五項及び第二十条中「特定飼料等製造業者登録簿」とあるのは「規格設定飼料等製造業者登録簿」と、第十八条第一号中「第十五条第一項、第六条第二項若しくは第三項」とあるのは「第二十八条第二項若しくは第三項」と読み替えるものとする。

(外國規格設定飼料製造業者の登録等)

第三十条 外國規格設定飼料製造業者は、規格設定飼料の種類に従い、その事業場ごとに、農林水産大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けた外國規格設定飼料製造業者(以下「登録外国規格設定飼料製造業者」という。)は、当該登録に係る規格設定飼料を製造したときは、当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示を付するこ

とができる。

3 第七条第二項から第四項まで、第八条から第十一条まで、第十五条、第十九条及び第二十条の規定は第一項の登録に、第十三条、第十四条、第十七条及び第十八条の規定は登録規格設定飼料製造業者に準用する。この場合において、第七条第二項中「前項」とあり、第八条及び第十三条第三項中「前条第一項」とあり、並びに第九条、第十条第一項、第十一项第一項」と読み替えるものとする。

第十一条の規定は第一項の登録に、第十三条、第十四条、第十七条、第二十二条及びに第二十二条第一項及び第三項の規定は登録外国規格設定飼料製造業者に準用する。この場合において、第七条第二項中「前項」とあり、第八条、第十三条第三項及び第二十二条第一項第六号中「前条第一項」とあり、並びに第九条、第十条第一項、第十一條第一項及び第十三条第三項中「第七条第一項」とあるのは「第三十条第一項」と、第七条第二項第二号及び同項第四号から第六号まで並びに同条第三項、第九条第四号及び第五号、第十七条第四号及びに第二十二条第一項第五号中「特定飼料等の」とあるのは「規格設定飼料の」と、第七条第二項第三号中「特定飼料等」とあるのは「規格設定飼料」と、同項第四号及び同条第四項、第五号第一号、第十条、第十三条第三項並びに第十七条中「特定飼料等製造設備」とあるのは「規格設定飼料製造設備」と、第七条第二項第五号及び同条第四項、第九条第二号、第十五条第一項、第十三条第三項並びに第十七条中「特定飼料等検査設備」とあるのは「規格設定飼料検査設備」と、第七条第三項、第九条第五号、第十三条第一項及び第十七条中「特定飼料等検査規程」とあるのは「規格設定飼料検査規程」と、第八条第一号中「第十八条又は第二十二条第一項」とあるのは「第二十九条第三項において準用する第二十二条第一項」と、第九条第五号、第十条第二項及び第十七条第五号中「第五条第一項」とあるのは「第二十七条

第一項」と、第十二条中「第七条第一項の登録を受けた特定飼料等製造業者(以下「登録特定飼料等製造業者」という。)」とあるのは「登録外国規格設定飼料製造業者」と、同条、第十三条第五項及び第二十条中「特定飼料等製造業者登録簿」とあるのは「外国規格設定飼料製造業者登録簿」と、第十七条中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第二十二条第一項第二号中「第五条第一項、第六条第二項若しくは第三項(前条第三項において準用する場合を含む。)又は前条第三項において準用する第三条第一項若しくは第四項」とあるのは「第十九条第二十八条第一項若しくは第四項又は第二十八条第三項若しくは第三项(第三十条第三項において準用する場合を含む。)」と、同項第二号、第三号及び第六号並びに同条第一項中「前条第三項」とあるのは「第三十条第三項と、同一条第一項第五号中「特定飼料等」とあるのは「規格設定飼料」と、「又は特定飼料等」とあるのは「又は規格設定飼料」と、第二十八条第一項中「都道府県及び前条第一項の登録を受けた者以外の者は、飼料」とあるのは「登録外國規格設定飼料製造業者は、本邦に輸出される飼料」と、同条第二項中「飼料」とあるのは「本邦に輸出される飼料」と読み替えるものとする。

第三条第八項中「第二条の二第一項」を「第三条第一項」に改め、同条を第一二六条とする。

第二条の八第一項中「第二条の二第一項」を「第二条第一項」を「第三条第二項」に改める。

第一章中第二条の八を第二十五条とする。

号」を「第四条第二号」に改め、同項第一号中「第一条の三第二二条の四第一項」を「第五条第一項本文、第十六条第一項又は第二十一条第二項」に改め、同条を第二十四条とする。

第二条の六の見出しを「(有害な物質を含む飼料等の製造等の禁止)」に改め、同条中「又は販売業者」を若しくは販売業者に、「又は当該飼料添加物の販売」を若しくは当該飼料添加物の製造、輸入若しくは販売を禁止し、又は飼料の使用者に対し、当該飼料の使用に改め、同条を第二十三条とする。

第二条の五の見出しを「(合格の表示等)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「又は前条第一項の農林水産大臣が指定した者」を削り、「同項」を「前条第一項」に、「第二条の二」第一項を「第三条第一項」に、「場合でなければ」を「ときは」に、「前条第一項の表示を付しては」を「前条第一項本文の表示を付さなければ」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の二項を加える。

2 何人も、前項、第十六条第一項又は第二条第二項に規定する場合のほか、飼料若しくは飼料添加物又はこれらの容器若しくは包装に前条第一項本文、第十六条第一項若しくは第二十一条第二項の表示又はこれらと紛らわしい表示を付してはならない。

第二条の五第三項中「前条第一項」を「前条第一項本文、第十六条第一項又は第二十一条第二項」に、「まつ消した」を「抹消した」に、「特定飼料等」を「飼料又は飼料添加物」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の十六条を加える。

(特定飼料等製造業者の登録)

第七条 特定飼料等製造業者は、農林水産省令で定める特定飼料等の種類に従い、その事業場ごとに、農林水産大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとする特定飼料等製造業者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 特定飼料等の種類

三 当該特定飼料等を製造する事業場の名称及び所在地

四 当該特定飼料等の製造のための設備であつて農林水産省令で定めるもの(以下「特定飼料等製造設備」という。)の名称、性能及び数

五 当該特定飼料等の検査のための設備であつて農林水産省令で定めるもの(以下「特定飼料等検査設備」という。)の名称、性能及び数

六 当該特定飼料等の製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織に関する事項であつて農林水産省令で定めるもの

3 前項の申請書には、当該特定飼料等の検査を行う方法を定める規程(以下「特定飼料等検査規程」という。)、事業場の図面その他の農林水産省令で定める書類を添付しなければならない。

4 第二項の規定により申請をした特定飼料等

製造業者は、当該事業場における特定飼料等の検査を実施し、その数が農林水産省令で定める数以上であること。

五 特定飼料等検査規程で定める特定飼料等の検査の方法が第五条第一項の農林水産省令で定める方法に適合していること。

六 記載されたときは、この限りでない。

(欠格条項)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その後の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十八条又は第二十二条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録の基準)

第九条 農林水産大臣は、第七条第一項の登録の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、登録をしなければならない。

一 特定飼料等製造設備が農林水産省令で定める技術上の基準に適合していること。

二 特定飼料等検査設備が農林水産省令で定める技術上の基準に適合していること。

三 製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織が農林水産省令で定める基準に適合していること。

四 農林水産省令で定める条件に適合すること。

識経験を有する者が特定飼料等の検査を実施し、その数が農林水産省令で定める数以上であること。

五 特定飼料等検査規程で定める特定飼料等製造業者登録簿を備え、次に掲げる事項を登録しなければならない。

一 登録及びその更新の年月日並びに登録番号で定める方法に適合していること。

(検査所による調査)

第十一条 特定飼料等製造業者は、第七条第一項の登録の申請に係る事業場における特定飼料等製造設備、特定飼料等検査設備、製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織並びに前条第五号の検査の方法について、検査所の行う調査を受けることができる。

2 検査所は、前項の調査をした事業場における特定飼料等製造設備、特定飼料等検査設備、製造管理及び品質管理の方法並びに前条第五号の検査の方法が、それぞれ前条第一号から第三号までの農林水産省令で定める基準及び第五条第一項の農林水産省令で定める方法に適合すると認めることは、その旨を示す書面を交付しなければならない。

3 前項の変更登録を受けようとする登録特定飼料等製造業者は、農林水産省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書その他の農林水産省令で定める書類を農林水産大臣に提出しなければならない。

4 登録特定飼料等製造業者の付する表示

第十三条 登録特定飼料等製造業者は、第七条第一項第四号から第六号までに掲げる事項又は特定飼料等検査規程を変更しようとするときは、農林水産大臣の変更登録を受けなければならない。

2 前項の変更登録を受けようとする登録特定飼料等製造業者は、農林水産省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書その他の農林水産省令で定める書類を農林水産大臣に提出しなければならない。

3 第七条第四項及び第八条から第十条までの規定は、第一項の変更登録に準用する。この場合において、第七条第四項中「特定飼料等製造設備、特定飼料等検査設備、製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織並びに第九条第五号の検査の方法」とあるのは「変更に係る事項」と、第八条中「前条第一項」とあり、並びに第九条及び第十条第一項中「第七条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と読み替えるものとする。

4 登録特定飼料等製造業者は、第七条第二項第一号又は第三号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(登録の更新)

第十四条 登録特定飼料等製造業者は、当該登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

5 農林水産大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、その届出があつた事項を特定飼料等製造業者登録簿に登録するものとする。

録を受けた特定飼料等製造業者(以下「登録特定飼料等製造業者」という。)について、特定飼料等製造業者登録簿を備え、次に掲げる事項を登録しなければならない。

一 登録及びその更新の年月日並びに登録番号で定める方法に適合していること。

(廃止の届出)

二 第七条第二項第一号から第三号までに掲げる事項(変更登録等)

三 第十二条 登録特定飼料等製造業者は、第七条第一項第四号から第六号までに掲げる事項又は特定飼料等検査規程を変更しようとするときは、農林水産大臣の変更登録を受けなければならない。

4 第十三条 登録特定飼料等製造業者は、当該登録に係る事業を廃止したときは、当該登録は、その効力を失う。

(登録の失効)

第十五条 登録特定飼料等製造業者が当該登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

5 農林水産大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、その届出があつた事項を特定飼料等製造業者登録簿に登録するものとする。

(改善命令)

第十六条 登録特定飼料等製造業者は、当該登録に係る特定飼料等が登録特定飼料等製造業者が製造した特定飼料等であることを示す特別な表示を付することができる。

2 第十五条第一項の規定は、前項の表示について準用する。

(改善命令)

第十七条 農林水産大臣は、次に掲げる場合に

は、登録特定飼料等製造業者に対し、特定飼料等製造設備若しくは特定飼料等検査設備の修理又は改造、製造管理及び品質管理の方法

並びに検査のための組織の改善、特定飼料等検査規程の変更その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 特定飼料等製造設備が第九条第一号の農

林水産省令で定める技術上の基準に適合しないと認めるとき。

二 特定飼料等検査設備が第九条第二号の農林水産省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるとき。

三 製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織が第九条第三号の農林水産省令で定める基準に適合していないと認めるとき。

四 特定飼料等の検査を第九条第四号の農林水産省令で定める条件に適合する知識経験を有する者でない者に行わせたとき又はその数が同号の農林水産省令で定める数に満たないとき。

五 第九条第五号の検査の方法が第五条第一項の農林水産省令で定める方法に適合しないと認めるとき。

(登録の取消し)

第十八条 農林水産大臣は、登録特定飼料等製造業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第四条、第五条第一項、第六条第一項若しくは第三項又は第十三条第一項若しくは

二 第八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

三 前条の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により第七条第一項の登録若しくはその更新又は第十三条第一項の変更登録を受けたとき。

(登録の消除)

第十九条 農林水産大臣は、登録特定飼料等製

造業者の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

(特定飼料等製造業者登録簿の謄本等)

第二十条 何人も、農林水産大臣に対し、特定飼料等製造業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

(外国特定飼料等製造業者の登録等)

第二十一条 外国特定飼料等製造業者は、第七条第一項の農林水産省令で定める特定飼料等製造業者(以下「登録特定飼料等製造業者登録簿」と、第十六条第二項中「前項」とあるのは「請求する」と読み替えるものとする)は、「請求する」と読み替えるものとする。

2 前項の登録を受けた外国特定飼料等製造業者(以下「登録外国特定飼料等製造業者」といいう。)は、当該登録に係る特定飼料等を製造したときは、当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に、当該特定飼料等が登録外国特定飼料等製造業者が製造した特定飼料等であることを示す特別な表示を付することができる。

(登録外国特定飼料等製造業者の登録の取消し等)

3 第七条第一項から第四項まで、第八条から第十二条まで、第十五条、第十九条及び前条の規定は第一項の登録に、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条、第十六条第二項並びに第十七条の規定は登録外国特定飼料等製造業者に準用する。この場合において、第六条第二項中「何人も」とあるのは「登録外

国特定飼料等製造業者は」と、「飼料若しくは飼料添加物」とあるのは「本邦に輸出される飼料若しくは飼料添加物」と、同条第三項中「飼

料又は飼料添加物」とあるのは「本邦に輸出される飼料又は飼料添加物」と、第七条第二項中「前項」とあり、第八条及び第十三条第三項

中「前条第一項」とあり、並びに第九条、第十一条第一項、第十二条第一項及び第十三条第三項中「第七条第一項」とあるのは「第二十一条第一項」と、第十二条中「第七条第一項の登録を受けた特定飼料等製造業者」という。)とあるのは「登録特定飼料等製造業者」と、同条、第十三条第五項及び前条中「特定飼料等製造業者登録簿」とあるのは「外国特定飼料等製造業者登録簿」と、第十六条第二項中「前項」とあるのは「第二十一条第二項」と、第十七条中「命ずる」とあるのは「請求する」と読み替えるものとする。

5 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において、その職員又は検査所に、登録外国特定飼料等製造業者の事業場、倉庫その他特定飼料等の製造の業務に關係がある場所において、本邦に輸出される特定飼料等、その原料若しくは材料若しくは業務に関する帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、関係者に質問をさせ、又は特定飼料等若しくはその原料を試験のため必要な最小量に限り、無償で提供するよう要請をさせようとした場合において、その検査若しくは要請が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対し答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

6 不正の手段により前条第一項の登録若しくはその更新又は前条第三項において準用する第十三条第一項の変更登録を受けたとき。

7 登録外国特定飼料等製造業者が次項の規定による費用の負担をしないとき。

2 前条第三項において準用する第七条第四項(前条第三項において準用する第十二条第二項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。)及び前条第五号の検査並びに前条第三項において準用する第十三条第一項若しくは第四項の規定に違反したとき。

2 前条第三項において準用する第八条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

3 前条第三項において読み替えて準用する第十七条の規定による請求に応じなかつたとき。

4 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において登録外国特定飼料等製造業者に對しその業務に關し報告を求めた場合に

おいて、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

5 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において、その職員又は検査所に、登録外国特定飼料等製造業者の事業場、倉庫その他特定飼料等の製造の業務に關係がある場所において、本邦に輸出される特定飼料等、その原料若しくは材料若しくは業務に関する帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、関係者に質問をさせ、又は特定飼料等若しくはその原料を試験のため必要な最小量に限り、無償で提供するよう要請をさせようとした場合において、その検査若しくは要請が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対し答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

6 不正の手段により前条第一項の登録若しくはその更新又は前条第三項において準用する第十三条第一項の変更登録を受けたとき。

7 登録外国特定飼料等製造業者が次項の規定による費用の負担をしないとき。

2 前条第三項において準用する第七条第四項(前条第三項において準用する第十二条第二項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。)及び前条第五号の検査並びに前条第三項において準用する第十三条第一項(前条第三項において準用する第十二条第二項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。)

3 前条第三項において読み替えて準用する第十七条の規定による請求に応じなかつたとき。

4 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において登録外国特定飼料等製造業者に對しその業務に關し報告を求めた場合に

る。)は、当該検査又は調査を受ける外国特定飼料等製造業者の負担とする。

第一条の四第一項中「第二条の二第一項」を「第三条第一項」に改め、「農林水産省令で定めるところにより」を削り、「又は農林水産大臣が指定した者」を「農林水産省令で定める方法により」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、次に掲げる特定飼料等については、この限りでない。

一 第七条第一項の登録を受けた特定飼料等製造業者特定飼料等の製造を業とする者をいう。(以下同じ。)が製造した特定飼料等であつて、第十六条第一項の表示が付されているもの

二 第二十一条第一項の登録を受けた外国特定飼料等製造業者(外国において本邦に輸出される特定飼料等の製造を業とする者をいう。以下同じ。)が製造した特定飼料等であつて、同条第一項の表示が付されているもの

第二条の四第一項中「前項」を「前項本文」に改め、同条第三項中「第二条の二第一項」を「第三条第一項」に改め、同条を第五条とする。

第二条の三を第四条とし、第二条の二を第三条とする。

(飼料及び飼料添加物の安全性の確保のための措置)

第一条 農林水産大臣は、飼料及び飼料添加物の製造から販売及び使用に至る一連の国内の内外における行程におけるあらゆる要素が食品安全性に影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、飼料及び飼料添加物の安全性の確保のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(以下「新法」という。)の規定の実施状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(施行前に求められた検定に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前に求められたこの法律規定による改正前の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(以下「旧法」という。)第二条の四第一項の規定による検定(同項の指定を受けた者が行う検定に限る。)であつて、この法律の施行の際、合格又は不合格の処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に求められた旧法第四条第一項の規定による検定(検査所が行う検定に限る。)であつて、この法律の施行の際、公定規格に適合するかどうかの判定がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

3 第二十八条第一項ただし書きの適用につい

ては、同項ただし書き中「次条第二項」とあるのは「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律(平成十五年法律第○号。以下「改正法」という。)附則第六条の規定により改正されたこの法律規定による改正後の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改めた場合を含む。」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第二十九条第一項若しくは第五条第一項」と、「第三十条第二項」とあるのは「改正法附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法(平成十五年法律第○号。以下「改正法」という。)第四条第二項若しくは第五条第一項」と、「第三十条第二項」とあるのは「改正法附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七条の二第一項若しくは第二項」とする。

5 第三十一条第一項若しくは第五条第一項」と、「第三十二条第二項」とあるのは「改正法附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七条の二第一項若しくは第二項」とする。

6 第三十二条第一項若しくは第五条第一項」と、「第三十三条第二項」とあるのは「改正法附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七条の二第一項若しくは第二項」とする。

(規格設定飼料の製造業者等に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に旧法第四条第一項の規定に基づき検定に関する業務の一部(規格適合表示を付することを含む。以下同じ。)を行っている規格設定飼料の製造業者(新法第一九条第一項の登録を受けた者を除く。以下「規格適合表示を付する」といふ。)の規定による改正法(平成十五年法律第○号。以下「改正法」という。)附則第六条の規定により改正法(平成十五年法律第○号。以下「改正法」という。)による改正後の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第七条の二第一項又は第

項、第五条、第五条の二、第七条、第二十四条及び第二十四条の三(これらは、)の規定に係る罰則を含む。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法第四条第二項中「検査所、都道府県又は前項の農林水産大臣が指定した者」とあるのは、「都道府県又は飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律(平成十五年法律第○号。以下「改正法」という。)附則第六条の規定による改正後の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改めた場合を含む。」と読み替えるほか、これらの規定に関する必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 第二十九条第一項ただし書きの適用につい

ては、同項ただし書き中「次条第二項」とあるのは「規格設定飼料に係る外国製造業者に対する新法規格設定飼料の製造業者及び前項の規定による改正前の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改めた場合を含む。」と読み替えるほか、これらの規定に関する必要な技術的読替えは、政令で定める。

8 第三十一条第一項若しくは第五条第一項」と、「第三十二条第二項」とあるのは「改正法附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七条の二第一項若しくは第二項」とする。

9 第三十二条第一項若しくは第五条第一項」と、「第三十三条第二項」とあるのは「改正法附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七条の二第一項若しくは第二項」とする。

10 第三十三条第一項若しくは第五条第一項」と、「第三十四条第二項」とあるのは「改正法附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七条の二第一項若しくは第二項」とする。

11 第三十四条第一項若しくは第五条第一項」と、「第三十五条第二項」とあるのは「改正法附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七条の二第一項若しくは第二項」とする。

12 第三十五条第一項若しくは第五条第一項」と、「第三十六条第二項」とあるのは「改正法附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七条の二第一項若しくは第二項」とする。

13 第三十六条第一項若しくは第五条第一項」と、「第三十七条第二項」とあるのは「改正法附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七条の二第一項若しくは第二項」とする。

14 第三十七条第一項若しくは第五条第一項」と、「第三十八条第二項」とあるのは「改正法附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七条の二第一項若しくは第二項」とする。

15 第三十八条第一項若しくは第五条第一項」と、「第三十九条第二項」とあるのは「改正法附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七条の二第一項若しくは第二項」とする。

16 第三十九条第一項若しくは第五条第一項」と、「第四十条第二項」とあるのは「改正法附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七条の二第一項若しくは第二項」とする。

17 第四十一条第一項若しくは第五条第一項」と、「第四十二条第二項」とあるのは「改正法附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七条の二第一項若しくは第二項」とする。

18 第四十二条第一項若しくは第五条第一項」と、「第四十三条第二項」とあるのは「改正法附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七条の二第一項若しくは第二項」とする。

19 第四十三条第一項若しくは第五条第一項」と、「第四十四条第二項」とあるのは「改正法附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七条の二第一項若しくは第二項」とする。

20 第四十四条第一項若しくは第五条第一項」と、「第四十五条第二項」とあるのは「改正法附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七条の二第一項若しくは第二項」とする。

21 第四十五条第一項若しくは第五条第一項」と、「第四十六条第二項」とあるのは「改正法附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七条の二第一項若しくは第二項」とする。

22 第四十六条第一項若しくは第五条第一項」と、「第四十七条第二項」とあるのは「改正法附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七条の二第一項若しくは第二項」とする。

23 第四十七条第一項若しくは第五条第一項」と、「第四十八条第二項」とあるのは「改正法附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七条の二第一項若しくは第二項」とする。

24 第四十八条第一項若しくは第五条第一項」と、「第四十九条第二項」とあるのは「改正法附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七条の二第一項若しくは第二項」とする。

25 第四十九条第一項若しくは第五条第一項」と、「第五十条第二項」とあるのは「改正法附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七条の二第一項若しくは第二項」とする。

26 第五十一条第一項若しくは第五条第一項」と、「第五十二条第二項」とあるのは「改正法附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七条の二第一項若しくは第二項」とする。

27 第五十二条第一項若しくは第五条第一項」と、「第五十三条第二項」とあるのは「改正法附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七条の二第一項若しくは第二項」とする。

28 第五十三条第一項若しくは第五条第一項」と、「第五十四条第二項」とあるのは「改正法附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七条の二第一項若しくは第二項」とする。

官報(号外)

二項の規定に基づき規格適合表示を付することができる外製造業者により同条第一項の承認又は同条第二項の認定」とする。

5 この法律の施行前に旧法第五条第一項の規定により規格適合表示が付された規格設定飼料(第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条第一項の規定により規格適合表示が付されたものを含む。)については、同条第二項及び第三項(これらの規定に係る罰則を含む。)の規定は、施行日から一年を経過する日後も、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的説替えは、政令で定める。

6 この法律の施行前に旧法第七条の二第一項の規定により規格適合表示が付された規格設定飼料(第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条第二項の規定により規格適合表示が付されたものを含む。)については、旧法第七条の四において準用する旧法第五条第二項及び第三項(これらの規定に係る罰則を含む。)の規定は、施行日から一年を経過する日後も、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的説替えは、政令で定める。

右
国会に提出する。
平成十五年一月七日
内閣総理大臣 小泉純一郎

名 称	位 置	管轄区域
新潟農政事務所	新潟市	新潟県
福井農政事務所	福井市	福井県
岐阜農政事務所	岐阜市	岐阜県
三重農政事務所	津市	三重県
滋賀農政事務所	大津市	滋賀県
大阪農政事務所	大阪市	大阪府
兵庫農政事務所	神戸市	兵庫県
奈良農政事務所	奈良市	奈良県
和歌山農政事務所	和歌山市	和歌山县
鳥取農政事務所	鳥取市	鳥取県
島根農政事務所	松江市	島根県
山形農政事務所	山形市	山形県
秋田農政事務所	秋田市	秋田県
岩手農政事務所	盛岡市	岩手県
青森農政事務所	青森市	青森県
福島農政事務所	福島市	福島県
茨城農政事務所	茨城県	茨城県
栃木農政事務所	宇都宮市	栃木県
群馬農政事務所	前橋市	群馬県
東京農政事務所	千葉市	千葉県
千葉農政事務所	千葉県	千葉県
長野農政事務所	長野市	長野県
山梨農政事務所	甲府市	山梨県
長野農政事務所	横浜市	神奈川県
東京農政事務所	東京都	東京都
千葉農政事務所	千葉県	千葉県
栃木農政事務所	栃木県	栃木県
茨城農政事務所	福島市	福島県
高知農政事務所	高知市	高知県
香川農政事務所	高松市	香川県
愛媛農政事務所	松山市	愛媛県
高知農政事務所	高知市	高知県
佐賀農政事務所	佐賀市	佐賀県
福岡農政事務所	福岡市	福岡県
大分農政事務所	大分市	大分県
長崎農政事務所	長崎市	長崎県
佐賀農政事務所	佐賀県	佐賀県

理由
農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務及び主要食糧事務所等の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、地方農政事務所及び北海道農政事務所を設置する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

名 称	位 置	管轄区域
鹿児島農政事務所	鹿児島市	鹿児島県
北海道農政事務所	札幌市	北海道

名 称	位 置	管轄区域
静岡農政事務所	静岡市	静岡県
滋賀農政事務所	滋賀県	滋賀県
大阪農政事務所	大阪市	大阪府
兵庫農政事務所	神戸市	兵庫県
奈良農政事務所	奈良市	奈良県
和歌山農政事務所	和歌山市	和歌山县
鳥取農政事務所	鳥取市	鳥取県
島根農政事務所	松江市	島根県
山口農政事務所	山口市	山口県
徳島農政事務所	徳島市	徳島県
高知農政事務所	高知市	高知県
香川農政事務所	高松市	香川県
愛媛農政事務所	松山市	愛媛県
高知農政事務所	高知市	高知県
佐賀農政事務所	佐賀市	佐賀県
福岡農政事務所	福岡市	福岡県
大分農政事務所	大分市	大分県
長崎農政事務所	長崎市	長崎県
佐賀農政事務所	佐賀県	佐賀県

1 地方農政事務所の設置
地方農政局所在府県以外の各都府県に、地方農政局の分掌機関として地方農政事務所を設置し、その位置は各都府県所在地とする。

2 北海道農政事務所の設置

地方農政局の置かれぬ北海道について
は、本省直轄の北海道農政事務所を設置し、
その位置は札幌市とする。

二 本件の議決理由

農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務及び主要食糧事務等の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、地方農政事務所及び北海道農政事務所を設置することは、適切な措置であると認め、本件はこれを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十五年五月十五日

農林水産委員長 小平 忠正
衆議院議長 総貫 民輔殿

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律案

右
国会に提出する。

平成十五年三月十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律案
目次
第一章 総則(第一条～第五条)
第二章 児童に係る誘引の規制(第六条)
第三章 児童による利用の防止(第七条～第十一条)
第四章 雜則(第十二条～第十四条)
第五章 訴則(第十五条～第十八条)
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を性交等の相手方となるよう

に誘引する行為等を禁止するとともに、児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防

止するための措置等を定めることにより、イン

ターネット異性紹介事業の利用に起因する児童

買春その他の犯罪から児童を保護し、もつて児

童の健全な育成に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 児童 十八歳に満たない者をいう。

二 インターネット異性紹介事業 異性交際

(面識のない異性との交際をいう。以下同

じ。)を希望する者(以下「異性交際希望者」と

いう。)の求めに応じ、その異性交際に関する

情報をインターネットを利用して公衆が閲覧

することができる状態に置いてこれに伝達し、かつ、当該情報の伝達を受けた異性交際

希望者が電子メールその他の電気通信電気

通信事業法(昭和五十九年法律第八十八号)第

二条第一号に規定する電気通信をいう。以下

同じ。)を利用して当該情報に係る異性交際希

望者と相互に連絡することができるようすにす

る役務を提供する事業をいう。

インターネット異性紹介事業者 インター

ネット異性紹介事業を行う者をいう。

(インターネット異性紹介事業者等の責務)

第三条 インターネット異性紹介事業者及びその

行うインターネット異性紹介事業に必要な役務

を提供する事業者は、児童の健全な育成に配慮

するとともに、児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止に資するよう努めなければならない。

第四条 児童の保護者(親権を行う者又は後見人

をいう。)は、児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第五条 国及び地方公共団体は、児童によるイン

ターネット異性紹介事業の利用の防止に関する

国民の理解を深めるための教育及び啓発に努め

るとともに、児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止に資する技術の開発及び普及を推進するよう努めるものとする。

第六条 国及び地方公共団体は、事業者、国民又はこ

れらの者が組織する民間の団体が自発的に行う

インターネット異性紹介事業に係る活動であつて、児童の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するためのものが促進されるよう必要な施策

を講ずるものとする。

第七条 インターネット異性紹介事業者は、その

行うインターネット異性紹介事業について広告又は宣伝をするときは、国家公安委員会規則で

定めるところにより、児童が当該インターネッ

ト異性紹介事業を利用してはならない旨を明らかにしなければならない。

第八条 インターネット異性紹介事業者は、次に

掲げる場合は、国家公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、これらの異性交際希

望者が児童でないことを確認しなければならぬ。ただし、第二号に掲げる場合にあっては、

第一号に規定する異性交際希望者が当該インターネッ

ト異性紹介事業者の行う氏名、年齢そ

の他の本人を特定する事項の確認(国家公安委員会規則で定める方法により行うものに限る。)

二 人(児童を除く。)を児童との性交等の相手方となるように誘引すること。

三 対債を供与することを示して、児童を異性交際(性交等を除く。次号において同じ。)の相手方となるように誘引すること。

を受けているときは、この限りでない。

一 異性交際希望者の求めに応じ、その異性交際に関する情報をインターネットを利用して、

公衆が閲覧することができる状態に置いて、

これに伝達するとき。

二 他の異性交際希望者の求めに応じ、前号に規定する異性交際希望者からの異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いて、当該他の異性交際希望者に伝達するとき。

三 前二号の規定によりその異性交際に関する情報の伝達を受けた他の異性交際希望者が、電子メールその他の電気通信を利用して、当該情報に係る第一号に規定する異性交際希望者と連絡することができるようにするとき。

四 第一号に規定する異性交際希望者が、電子メールその他の電気通信を利用して、第一号又は第二号の規定によりその異性交際に関する情報の伝達を受けた他の異性交際希望者と連絡することができるようにするとき。
(児童の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止措置)

第九条 インターネット異性紹介事業者は、その行うインターネット異性紹介事業を利用して行われる第六条各号に掲げる行為その他の児童の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。

(是正命令)
第十条 都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、インターネット異性紹介事業者が第七条又は第八条の規定に違反していると認めるとときは、当該インターネット異性紹介事業者

に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第四章 雜則

(報告の徴収)

第十一條 公安委員会は、第七条、第八条及び前条の規定の施行に必要な限度において、インターネット異性紹介事業者に対し、その行うインターネット異性紹介事業に関し報告を求める

ことができる。

(方面公安全委員会への権限の委任)

第十二條 前二条に規定する道公安全委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安全委員会に委任することができる。

(経過措置)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、第七条、第八条、第十条から第十二条まで、第十五条、第十七条及び第十八条の規定は、公布の日から

起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、第七条及び第八条の規定の施行後三年を経過した場合において、これらの規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(国家公安全委員会規則への委任)

第十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、国家公安全委員会規則で定める。

(国家公安全委員会規則への委任)

第十五条 第十条の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十六条 第六条の規定に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第十七条 第十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第十五条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

議案の目的及び要旨
(内閣提出)に関する報告書

本案は、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童買春その他の犯罪から児童を保護し、もって児童の健全な育成に資するため、インターネット異性紹介事業を利用して児童を禁止するとともに、児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するための措置等を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 総則
(一) 目的
この法律は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を性交等の相手方となるよう誘引する行為等を禁止するとともに、児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するための措置等を定めるることにより、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童買春その他の犯罪から児童を保護し、もって児童の健全な育成に資することを目的とする。

(二) 定義
この法律において、用語の意義を次のとおり定めることとする。

(1) 児童 十八歳に満たない者をいう。
(2) インターネット異性紹介事業 異性交際(面識のない異性との交際をいう。以下同じ。)を希望する者(以下「異性交際希望者」という。)の求めに応じ、その異性

<p>交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれに伝達し、かつ、当該情報の伝達を受けた異性交際希望者が電子メールその他の電気通信を利用して当該情報に係る異性交際希望者と相互に連絡することができるようにする役務を提供する事業をいう。</p> <p>(3) インターネット異性紹介事業者 インターネット異性紹介事業を行なう者をいう。</p> <p>(4) インターネット異性紹介事業者等の責務 インターネット異性紹介事業者及びその行うインターネット異性紹介事業に必要な役務を提供する事業者は、児童の健全な育成に配慮するとともに、児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止に資するよう努めなければならないこととする。</p> <p>(四) 保護者の責務 児童の保護者は、児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。</p> <p>(五) 国及び地方公共団体の責務 (1) 国及び地方公共団体は、児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるとともに、児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止に資する技術の開発及び普及を推進するよう努めるものとする。</p>	<p>官報(号外)</p> <p>(2) 国及び地方公共団体は、事業者、国民又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行なうインターネット異性紹介事業に係る活動であつて、児童の健全な育成に障害を及ぼす行為を及ぼす行為を防止するためのものが促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>児童に係る誘引の規制 何人も、インターネット異性紹介事業を利用して、次に掲げる行為をしてはならないこととする。</p> <p>(一) 児童を性交等の相手方となるように誘引すること。</p> <p>(二) 人(児童を除く。)を児童との性交等の相手方となるように誘引すること。</p> <p>(三) 対償を供与することを示して、児童を異性交際(性交等)を除く。(四)において同じ。の相手方となるように誘引すること。</p> <p>(四) 対償を受けることを示して、人を児童との異性交際の相手方となるように誘引すること。</p> <p>3 児童による利用の防止</p> <p>(一) 利用の禁止の明示等 (1) インターネット異性紹介事業者は、その行うインターネット異性紹介事業について広告又は宣伝をするときは、児童がしてはならない旨を明らかにしなければならないこととする。</p> <p>(2) (1)のほか、インターネット異性紹介事業者は、その行うインターネット異性紹介事業を利用しようとする者に対し、児童による利用してはならない旨を示すことをとする。</p> <p>(3) (1)及び(2)によりその異性交際に関する情報の伝達を受けた他の異性交際希望者が、電子メールその他の電気通信を利用して、当該情報に係る(1)の異性交際希望者が閲覧することができる状態に置いて、当該他の異性交際希望者に伝達するとき。</p> <p>(4) (1)の異性交際希望者が、電子メールその他の電気通信を利用して、(1)又は(2)によりその異性交際に関する情報の伝達を受けた他の異性交際希望者と連絡することができるようする。</p> <p>(5) 附則</p> <p>(一) この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行することとする。ただし、3の(一)、(二)、(四)等の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。</p> <p>(二) その他所要の規定を設ける。</p> <p>二 議案の可決理由 本案は、インターネット異性紹介事業の利用に起因する犯罪から児童を保護し、もつて児童の健全な育成に資するための措置として妥当な</p>
---	--

官 報 (号 外)

ものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十五年五月十五日

青少年問題に関する特別委員長 青山 一三三

衆議院議長 綿貫 民輔殿

〔別紙〕

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 児童が保護育成の対象であることにかんがみ、その生育環境及び発達の状況を十分に考慮するとともに、児童の権利に関する条約に基づき、児童の最善の利益が図られるよう努めること。

一 本来、児童買春とは、買春する側の大人の責任であることを強く認識し、本法第六条に違反した児童の処遇にあっては、児童の心身の状況、その置かれている環境等に応じた相談、指導等必要な保護のための体制の充実強化に努めること。

一 本法による規制が、憲法に保障されている通信の秘密等の基本的人権を侵害することのないよう十分に配慮するとともに、その運用に当たっては、職権が濫用されることのないよう厳に留意し、IT社会の進展の妨げとならないよう努めること。

一 インターネット異性紹介事業者に対して、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童買春その他の犯罪行為により児童が心身の被害を受けるおそれがあることを明示するよう指導すること。

官 報 (号 外)

明治三十五年三月三十日可

平成十五年五月十六日 衆議院会議録第三十一号

発行所
二東京一 独番四都〇五 立行政區八四 行法人國虎ノ門四 政法人國立印二五 行政人國立印刷丁 行政人國立印刷局目
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体 二部 130円)